

平成26年第2回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成26年6月11日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第35号議案 幸田町税条例の一部改正について
第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第37号議案 幸田町火災予防条例の一部改正について
第38号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第39号議案 財産の取得について（小中学校コンピュータ）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
教育長	小野伸之君	企画部長	大竹広行君
総務部長	小野浩史君	住民こども部長	桐戸博康君
健康福祉部長	鈴木司君	環境経済部長	清水宏君
建設部長	近藤学君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 消防署長	壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議御苦労さまです。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（大嶽 弘君） ここで総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

質疑事前要求資料につきまして、お手元のほうに本日を配付させていただきましたのでよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため、出席を求めたものは、理事者13名であります。議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承を願います。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、12番 内田 等君、13番 丸山千代子君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、第35号議案から第39号議案までの5件を一括議題とします。

説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に従い通告順とします。

発言は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言、時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第35号議案の質疑を行います。

1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 皆さん、おはようございます。

早速ですけれど、幸田町税条例の一部改正で、固定資産税関係について伺います。

課税標準額を汚水処理設備は3分の1、大気汚染防止設備については、これは2分の1、地下街等浸水設備、これは3分の2、ノンフロン製品については、4分の3、それぞれ軽減とありますけれど、これに対して幸田町ではどれだけの対象物件があつて、影響額としては、どのくらいあるか最初に伺います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の固定資産税関係におきまして、一定の設備を設置したも

のにつきまして、その軽減措置が図られるという改正内容でございます。

今回、その対象となる設備のうち、汚水処理設備、大気汚染防止設備、土壌汚染防止設備につきましては、従来の地方税法の中に、今回、条例で規定をするものと同じ率で課税標準額を軽減をしております、今回の改正は、新たに公団のおります浸水防止だとか、ノンフロン、こうしたものが新たに追加をされた上の改正の概要になっておりますけれども、これまでどうだということでございますけれども、対象の償却資産で申しますと31件ございました。

これは、全て汚水処理施設にかかわるものでございました。

これらの課税標準額は、2,982万円から994万円と3分の1に軽減をされております。税額で申しますと、年額27万8,000円の減額となっております。

また、新たに地下街等の浸水防止設備を設ける、あるいは、ノンフロン製品の購入による場合もその軽減対象になるわけですが、いずれもこの平成26年4月1日以降に取得をした設備が対象となりますので、これらの資産を新たに設置をされた方につきましても、まだその申告期限が到来をしておりますので、現状につきましては、把握ができないという状況でございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今まで汚水と大気汚染のほうではあるということで、地下街とノンフロンの製品については、新しいものだということで、31件あったということですね。

それから、影響額が27万8,000円、これは間違いないということですね。わかりました。

それで、その設備に関係して、それぞれ対象となる飛散の具体的なこういう設備をするというような、具体的なことがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、汚水、または、廃液の処理施設に关します具体的な例ということでございます。工場、または、事業所の汚水、または、廃液の処理施設におきまして設置をする施設。例えば、工場の沈澱、浮上装置、汚泥処理装置などが含まれております。大気汚染防止法の指定防止物質の排出施設につきましては、飛散をする煤煙などを抑制をするような設備について、その対象に含まれるということでございます。

それから、土壌汚染対策法の関係で言います有害物質の排出抑制にかかわる施設といたしましては、その資産を抑えるような効果を持つ施設、例えば、フッ素系の溶剤を使用するドライクリーニング機など、それから、活性炭利用をしたような処理装置が含まれておるということでございます。

それから、ノンフロン製品に関する特例装置につきましては、業務用の冷蔵機器及び冷凍機器で冷媒としてアンモニア等々を使うもの、主には、冷蔵の陳列棚というようなものがその対象になってくるということでございます。

それから、最後の浸水防止用の設備にかかわります特例につきましては、地下街等の所有者、または、管理者が洪水時の避難の確保、洪水時の浸水の防止を図る設備のうち、例えば、防水板、防水扉、排水ポンプ等を設置した場合、その対象になるということ

ございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） それぞれ説明されたのですけれど、土壤汚染のほうでは、ドライクリーニング関係ということですよ。それから、汚水関係で、具体的には沈殿物とか、工場とか言われたわけですが、ここだけちょっと一つだけお伺いしたいのですけれども、ぶたとか牛舎、ああいったところの汚水処理についてはいかがということ、それから、ノンフロン製の製品で陳列棚とか言われたわけですが、食肉店の関係で冷凍庫、冷蔵庫、そういったのに関してはどうかと。

それから、地下街は、当然、幸田町では私も余りよく知っておりませんが、浸水しやすい地域のうちの周りを防水板でやると、そういったことに関しては、どういうお考えがあるのかをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まずは、具体的な例で、こういう事例はどうかということでございます。

いわゆる家畜にかかわるそうした汚水関係のものでございますけれども、水質汚濁防止法に定められるこの特定施設に入っておあるかということでございます。しっかりと調べはしておりませんが、こうした家畜の経営者がその施設になれば、対象となるということで、具体的にはちょっと承知しておりません。

それから、ノンフロン関係でございますけれども、主に展示用の陳列棚ということで食肉店の例を申されましたわけでありまして、ある程度の規模を持った陳列棚ということでございまして、摂氏10度以上に保って出力が1.5キロワットということで相当大きなもの、そうした棚が対象となってくるということでございますので、一般営業用のものがそれに合致するかどうか、いろいろの詳細政令の中で定めがあると思っております。

それから、地下街の進入水防止のための個人的な装置ということでございますけれども、まず、進入浸水の想定区域に存在をする地下街というような定義がございますので、こうしたことを鑑みますと、今、私も町内にはないものというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それから、次にいきます。耐震改修の件でございますけれども、耐震改修を行った建築物に対する固定資産税の減額について伺います。

まず、減額に必要な要件というものは、どういったものがあるかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の改正におきまして、耐震改修による固定資産税減額の対象となる施設でございます。これは、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づいて、耐震診断を義務づけられた建物ということで、その中で不特定多数のものが利用をする病院、旅館、店舗のうち、大規模な建築物、そして、また、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定をした避難路に敷地が接する建築物。それから、都道府県が耐震改修促進

計画で指定をした防災拠点となる建築物というようなものが対象となるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、言われましたように、病院とか避難というようなことですが、そうしますと、大規模ということでございますので、今までですと、耐震改修ですと住宅で築何年とかいろいろなことがあるわけですが、それもひっくるめてだと思えますけど、大きなものにかかわるこれは固定資産税のことだということだと理解しますがそれでよろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 議員、御指摘のとおり、今回の対象となります施設は、大勢の方が入るような施設、それから、避難路の緊急避難路ということで物資を運ぶ際にそうした建物が倒壊をして道を塞ぐというようなことをなるべく避けるという意味でその周辺の建物につきましては、耐震改修及び促進をしたいというような中身の改正となってきますので、こうしたことにつきましては、一般世帯にも及ぶ内容ではあると思っておりますが、その指定につきましては、県内で県が50路線を指定しておりますので、私ども幸田町に関係をいたしますと国道248号線、それから、国道23号線がその指定道路というところになっておるところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。

それで、減額される額ですけれど、これが固定資産税額のどれだけ減額されるのか、これを伺います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 具体的な影響額ということの御質問でございます。先ほど申しました例のうち、私ども幸田町の中で該当をするのではないかという案件につきましては、不特定多数のものが利用をする旅館ということで萩地内にあります旅館が1件、その対象になるであろうということをおもっております。

ただ、まだその改修につきましては、なされておらないという状況でございますので、まだ、その影響額につきましては、算定ができない、仮算定ということもあるわけですが、現状はそうした状況下にあるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、私が申したのは、減額される額がどれだけ減額されるか、3分の1とかいろいろなことがあると思っておりますので、それをお伺いしたいのですけれど。

それと、今言われましたように、件数としては1件ということで、まだ、これからなるかならないかわからないというようなことですので、それはわかりました。

とにかく、今、言いましたように、減額される額のほうだけ教えていただいて、これで質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 失礼をいたしました。

まずは、耐震改修工事が行われた場合、その工事費によるわけでありまして、

税額の2分の1か、工事費の25%のいずれか少ない額が軽減をされるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根秋男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この幸田町税条例の一部改正につきましては、たくさんの税条例が算定をするわけでございますが、その一つといたしまして、法人町民税の税率の引き下げでございます。

これにつきましては、地方交付税の原資として法人町民税を一部国税化すると、こういうものでありまして、自治体間財政力格差を水平調整をするというものであります。

そこで、この幸田町におきまして、税率の引き下げの影響見込額と、これは、10月1日からでありますので、今年度の影響見込額と、それから、平年度ベースになりますが、その税収の減、どれほどになるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の改正におきまして、議員御指摘のとおり平成26年10月1日以降に回収をする事業年度に対する法人税割を9.7%、そして、また、今後消費税が10%になる際におきましても、再度、改正が見込まれるというようなことでございます。平成28年4月1日以降に回収をする事業年度に対する法人税の割合は8%という形で、平成26年の当初予算、それから、自主計画の増減の伸び率を採用しました、あくまでも試算ということで御理解をいただきたいわけでありますけれども、その減収見込額につきましては、平成26年度におきましては影響額は無いものと考えております。

平成27年度が1億2,000万円、平成28年度が3億4,000万円、平成29年度が4億7,000万円と試算をしたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 本来、地方交付税につきましては、国税を持ってやっているということでありまして、これが地方の法人町民税へ国税化をしていくということにつきましては、私ども日本共産党は、国会においても反対をしております。

やはり、自治体が今まで努力してきた、これがこの税収が担保されないと、ましてや国に召し上げられるということについては、先ほどの試算がありましたように、これが消費税10%ということが導入をされた暁には、これが4億7,000万円近い減収が生じてくる。

また、同時に企業が業績が上向いてきたときには、さらにこの額がふえてくる。こういうことから、やはり、地方間の格差をなくすという名目のもとに国の税収財源を確保し、そして、それを地方交付税としてやっていくと、これについては、やはり、国の横暴ではないかというふうに思うわけでありまして。

そこで、本来、幸田町におきましては、12.3%の制限税率標準課税を用いているわけでありまして、これが14.7%を用いている自治体においても同じようになってしまうわけでありまして。

そうした点におきまして、やはり、これは超過課税の実施ということで対応していく、考えていくべきではなかろうかというふうに思うわけでありますが、その点についてお答えいただきたいというふうに思います。

例えば、超過課税を用いた場合には、どのように変化してくるのか、その点についてもお答えがいただきたいとします。

次に、今回、耐震改修をした要安全確認計画記載建築物等ということで、耐震改修をしたときの固定資産税の減額措置が行われるわけでありますが、この要安全確認計画記載建築物等、これについて説明がいただきたいということと、それから、固定資産税の2分の1相当の軽減の影響額の見込みについてお答えをいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回、引き下げによりまして、幸田町におきましても先ほど申しましたような減収が見込まれてくるわけでございます。

現実の問題として、非常に大きな額でございます。

例えば、この制限税率を採用をしたという場合はどうだというふうに受けとめました。一応、これもあくまでも試算でございますけれども、制限税率を採用した減収につきましては、平成26年につきましてはゼロ、平成27年度におきましては、1,000万円、それから、平成28年度におきましては、8,000万円、平成29年度におきましては2億1,000万円と見込むところでございます。

それから、要安全確認計画記載建築物とはいう御質問でございます。これは、耐震改修促進法の中の7条の規定がございまして、耐震改修促進法に基づいて耐震診断を義務づけられた建物で、県または市町村が指定をした避難路に敷地が接する建築物という提議でございます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。2分の1の影響。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 答弁漏れがありました。恐縮です。

そうした提議の中でございますけれども、愛知県が指定をしました避難路は、国道23号と248号でございます。こうした緊急避難路の中に、要は幸田町の中にそうした建物は、該当の建物がないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この要安全確認計画記載建築物等につきましては、その要件の建物がないということでもあります。

そこでお聞きをするわけでありますが、今回のこの耐震改修を行ったときの固定資産税の減額があるわけでございますが、その税の軽減策としての期間が2014年4月1日から2017年の3月31日までの間、3年間において基準を満たす耐震改修を行った場合に、改修工事が完成した年の翌年度から2年間、2分の1相当を軽減するということではございますが、これが、いろいろな要件があるわけですが、3カ月以内に申請しなければならないということではございますが、これをお聞きするところによりまして、遠望峰山の天の丸ということをお聞きをしたわけではございますが、その点について、この計画があるのかどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 対象となります施設につきましては、御指摘のとおり用地内にあります宿泊施設でございます。

この建物におきましては、現在、愛知県に対象建築物であることの確認を求めている手続中ということでございます。県が確認をすれば、その該当施設になるという段階でございます。そうした状況から、現状あるということで御理解をいただきたいと思いません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほどは、指定されたのは、国道23号と248号と、こういうことに接する所ということでありますが、この対象施設として県に確認をとっているということで、これが先ほど聞いた要件等は、異なるわけでございますけれども、この整合性についてお聞きしたいということと、それから、例えば、これが軽減された場合、どれほどの影響額になるのかお尋ねしたいと思います。

それから、幸田町におきましては、今回のこの耐震改修への軽減措置の要件というのは、整合性が図られればここ以外にはないということで理解をしていいのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 一旦整理をさせていただかなければならない説明を漏らしました。

先ほど申しました、いわゆる緊急輸送路沿線にかかわりますものの改修につきましては、通行障害、既存耐震不適格建築物の耐震というようなメニューの中で定められたもののこの会社の中に入っておると。

それから、先ほど、要緊急安全大規模建築物耐震につきましての国の事業を受けて行うものにつきましても対象になるということで二通りのことを申しました。いわゆる大規模宿舎につきましては、そうしたものの適用を受けて該当をするということでございますので、多くの方が訪れる旅館につきましては対象1件、それから、現在、その施設となるかどうかの確認は県に申請をされておまして、まだ、確認がされておきませんので、例えば、それで耐震改修を行った費用等がまた出てくれば、具体的な軽減額等も算定ができるわけですが、現状につきましては、まだ、そうした状況下ではないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） それでは、例えば、ほかのこうした要安全確認記載建築物等にかかわってのものは、幸田町におきましては対象施設がないということと、それから、宿泊施設においては1件がある、今回のこの耐震改修における軽減措置が行われるものにつきましては、該当が1件であるということで理解してよろしいかどうかお尋ねしたいと思います。

次に、軽自動車の増税が予定をされるわけでございますけれども、これにつきましては、自動車取得税の軽減、そして、その後、廃止ということのその財源確保ということで、今度は軽自動車税の増税ということが、国において法律が改正されたわけでありま

すけれども、そうした中で、軽自動車におきましては、なくてはならない住民の足ということで、幸田町におきましても一人一台、あるいは、農耕用にもさらに必要な車であります。

そこで、資料要求をいたしましたところ、この軽自動車におきましては、四輪以上、あるいは、原付、そして二輪、三輪というぐあいに平成26年度当初におきましては、1万4,465台の保有があるわけでございます。

これが、増税をされると、この見込み額も出されているわけではありますが、問題なのは、今度は、13年以上経過したものにつきましては、さらに重課税の導入ということで上乘せがされる、今までなかった税であります。これも、軽自動車の古くなった車両には、さらに上乘せがされるよというような住民にとっては非常に痛いことであるわけではありますが、そうした点で伺いたいののが、この13年と14年ということで記載しているわけですが、この説明をいただきたい。議案関係資料では、13年経過ということで説明がしてあるわけですが、第16条の中では、14年経過ということであるわけですが、この点についてお尋ねしたいと思います。

また、重課税率の導入については、どのように思っておられるかということと、それから、この導入が住民にとってどのように影響してくるか、この点についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、耐震改修の要緊急安全確認大規模建築物の件につきましては、先ほど申しました1件が対象となるだろうということ、それから、状況につきましても現在審査中ということでございます。

それから、軽自動車の今回の税率の改正でございます。本日、資料で出させていただきましたとおり、総額で1,249万9,000円というようなことで、28の見込みのところの欄で見いただきますと、平成27年につきましては、新たに軽自動車を新車で購入をされる場合、平成28年からその課税がされてくるわけでありまして、そうしたことが平成27年の影響におきましてある。それから、平成28年につきましては、先ほど議員御指摘のとおり、経年経過した車両につきまして、さらに重課を課すというような状況で、この資料でいきますと中段の左手が新たに新車で購入をされた場合、こうした影響があるだろう、それから、その中段の右側につきまして、経年経過をした車両の見込み台数、それから、その影響額を記載をさせていただきました。そのトータルが上段にございます各年見込み、平成27年見込み、平成28年見込みということでございます。

それから、13年と14年というような私どもの表記について、いずれが本来かということの御質問だと思います。今回、附則の表現の中では、車両番号の指定を受けた月から起算をして14年を経過した月の属する年度ということでございます。

これは、いわゆる今回の経年車両の年度を特定をする応当年、応当をする年を特定するための法令でございますので、14年を経過した月のある年度ということでございます。

あらわしの中につきましては、平成28年度からと前置きをさせていただきます、

その初めての車両番号の指定を受けてから13年が経過をした車両と具体的には、その年度までに13年が経過した車が対象となるというようなよりわかりやすいような形での表記をさせていただいたところでございます。

それから、この重課につきまして、どのように考えるかということでございます。今回、車体課税につきましては、さまざまな部分で改正がされておるところでございます。取得税のかわりに軽自動車税でもってその財源をとというような論調もあることは承知をしておるところでございますけれども、そうした車に関します税制、トータルでの考えの中において実証された部分があること、それから、私ども軽自動車につきましては、町の税となるということで御負担を強いるということになることにつきましては、大変恐縮に思いますが、そうした大きな流れの中の改正である部分もあるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 表記の違いということで、14年と13年ということでは言われたわけではありますが、非常にわかりにくいということで、いわゆるその13年が経過をしたものについては、これから重課が導入されるよということですよ。

それで、また、ちょっと視点を変えてお尋ねするわけではありますが、今度、新しい増税された軽自動車税は、新たに車両番号を取得をした軽自動車から導入をする。しかしながら、それ以前の軽自動車については、従前のままだよとなっているわけではありますが、これは、ずっとそのまま従前の税率で課税をされ、それが13年経過をすると重課が導入をされるということで理解をしてよろしいでしょうか。

いわゆる現在、1万4,465台につきましては、廃車をしない限り従来の税率で適用され、なおかつ13年が経過をすると、これが重課が導入をされて上がるよと、こういうことでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、軽自動車の登録にかかってその重課がいつからかかるか、それから、経年長く乗り続けているものがいつの時点でその重課がされるかということが整理だというふうに思っております。

まず、平成27年度中に新車を購入をされて登録をされた方につきましては、今回の表にありますとおり、課税が、金額が上がる対象をなります。

ただ、その課税は次の年度からとなりますので、そうした時点のずれがあるということでございます。

ですから、平成26年度、今年度中に買っていただければ、もちろんそのままの税率でいくということでございます。

それから、13年を経過した車両につきましては、この平成28年4月1日の段階で13年を経過したということで、まだ、若干、その平成28年度までの年度はあるわけですが、その時点で、13年以上たっているかどうかということ判断材料の一つになるということでございますので、そうしたまだいささかこの期間的に余裕があるものの現在乗り続けている軽自動車につきましては、そうした購入時期であるとか、もう長く乗り続けている時期だとかという部分について改正の対象になるというところで

ございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 非常にこの軽自動車税の税率の改正につきましては、混乱をするわけでありすけれども、まずは、新車を新たに買ったとき、車両番号を取得したときから発生をする新しい税率、それから、従来、平成26年度までの登録について言えば現行税率で、それが、13年経過をすると、重課が導入をされて増税になるよと、こういうことになるわけでありすが、こうしたことで、この増収見込み、これはまた単なる見込みでありますので、さらに見込まれるということで理解をしてよろしいかどうか伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほど申しましたように、平成27年度から新車を買われた分につきましては額が上がるわけでございます。そうしますと平成26年のうちにといい思いはあるというふうに思いますので、そうした登録台数につきましても、そうした影響を受けますとこの見込み台数、あるいは、金額につきましては、もちろん変動が出てまいります。あくまでも今の時点で平成26年度にある登録台数をもとに試算をしておりますので、現時点での見込みということで御理解を頂戴したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わります。

ここで10分間の休憩をします。

休憩 午前 9時46分

再開 午前 9時56分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この35号議案、幸田町税条例の関係ですが、これに企業にかかわる税の関係は、既に国の段階では一歩も二歩も先行していると、そして、さらに最近では、企業減税をもっともっと大幅にやらないといかんと、赤字企業にも税を負担をさせる、そういうことで外形課税だと、こういうことも言われてくる中で、大企業を優遇する税制どうあるべきかということが、国税の段階で議論をされております。

そういう経過の中の一連の問題として、私どもは税条例の関係が生まれてきていると、こういうふうにみております。

そうしたことも含めて、今回言われてきているのは、市町村における法人町民税、あるいは、法人町民税の税率を12.3%から9.7%、2.6ポイント引き下げると、こういう中で出てきている改正であると。

そのときに持ち出されてきたのは、市町村間に届けは発するとややこしくなる、市町村間に税収と財政の格差が生まれていると、幸田町は、税収が豊かなところがホクホクしていて、貧しいところがますます貧しくなっていくような今の税収構造がいかんと、いかに法人町民税の12.3%を2.6ポイント下げて9.7にするよと、こういうことですよ。

じゃあ、引き下げた2.6ポイントのお金はどこに行くか、これは、国が召し上げてくるわけです。

わかりやすく言えば、隣の人の財布の中見たらたくさん金を持っているじゃないか、おまえ金持ちだなと言って、国が金持ちの財布の中から税収を召し上げて国税にして市町村間のバランスのために財源を使うと、こういうばかなことをやっているわけです。

そのときに出てくるのが、地方交付税です。地方交付税とは、そもそもどういう機能を持つ税制なのか説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 地方交付税の目的というふうに介したわけでありまして、その目的につきましては、地方公共団体の運営の自主性を損なうことなく、財源の均衡化を図り、国が地方財源を確保し、地方自治体の本旨の実現と、地方公共団体の独立性を強化するということが目的にすることだと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私も若干あるにしましても、要は地方間に財源構成が税収の問題で格差があるのが当たり前と、当たり前だけれども、それを当たり前せずに国の責任で国が国税をもって、いわゆる国の責任で財源を措置をして、豊かなところはもっと豊かになれと、貧しいところは少なくともこのレベルまで引き上げますよという調整機能が持つのが交付税だよということですよ。

交付税がそうしたところに、金を回すと交付税財源が少なくなってしまうから、今回は地方から財布の中に手を入れて持って行ってしまふよということですが、本来的にいけば私は交付税制度そのものの機能をさらに充実をすることが前提。地方間の税収の格差は政府の責任によって行うものだと、そして、さらに今回消費税が5%から8%へ増税されたら、そういうことだと、余計地方間の税収間格差というのが広がってきていると、こういう中で、今回のこの税条例の関係が生まれてきたというふうに、私はある程度。

そうした中で、一つ出てくるのが、地方法人税の関係で、これをつくったことによって、地方法人特別税とこういうのがあるのです。これは、どういうふうに変化してくるのか、幸田町にどのような影響が及んでくるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回の国税化につきましては、一つはやっぱり消費税の部分の地方消費税が各自治体に入るけれども、その交付税をもらっていない団体につきましては、取る場所がないと申しますか、そうしたようなことを含めてのこうした状況下、非常に私どもも厳しい部分は受けとめております。

それから、地方法人特別税につきましては、平成20年度の税制改正で創設をされたものであります。この行方につきましては、今回の平成26年税制改正の開設、その中では、税率を3分の1に縮小をして、その縮小をした部分につきましては、県税の法人事業税のほうに復元をすることになっていく。また、将来、消費税が10%になるような段階につきましては、廃止をその視野に入れた見込みがなされているということを承知しております。

大規模な自治体においては、その大きな部分について影響があるということでありまして、私どもの幸田町についての影響については、まだ、試算等もしていないところではあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう状況の中で、これは町長から答弁がいただきたいわけです。

3月議会で町長の施政方針が示されました。その施政方針の中で、いまだ税収回復に至らず93億円に比べれば、過去最高の税収額ですが、それに比べれば我が町の税収構造や財政状況はいまだその域に達していないから財政は引き続き厳しい、厳しいから住民に負担やしわ寄せを転嫁していくのです。こういう論法でしたよね。

そういう施政方針を受けて私は、常にその3月の段階で地方法人税の関係が一部国税化をされていきますよ、国税化されたことによって幸田町の法人税の税収額がずっと減っていくと、減っていく中で、町税にかかわる主要な財源である法人町民税が減ったときに、93億円という、あなたのいう基準税収額には遠く及ばない額になってくる。なってきたときに、あなたが言われた93億円が基準だとしたら、じゃあ、その93億円がいつの時点で見通せるのか、それまで住民に難を強いるのかとこういう質問をいたしました。

たまたまそれが一般質問だということで、時間の制約があつて十分な質疑もできなかったと、今回も時間制限はありますが、十分な質疑を交わしながら93億円の関係と、今回の税条例の関係の解明をしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 新年度の施政方針の中に、厳しいということは申し上げておるところでありますけれども、93億円というのが、それが一番PPであったときの状況であるということでありまして、平常的には、約73億円からが推移している町の税収の今までの流れであろうというふうに思っておりますけれども、右肩上がりですと企業等がよかった場合の税収が、先ほど申し上げましたPPの部分であるということだと思っております。

しかしながら、右肩上がりしていくような形でいかないと、マイナスを目的でいくわけにはいかないわけでありまして、そういう面では右肩上りに近い形のことを想定しながら行政をしていきたいというふうには思っております。

それで、先ほど申し上げましたように、地方の国税化ということで法人町民税の国税化ということでマイナスになっていくという状況下がございまして、将来を見通して上において消費税等を絡めた段階でどういうことが将来的に考えていかれるのかということ、消費税と、それから法人税減収した部分のプラスマイナスでどのような状況が出てくるのだろうかというようなことも踏まえながら、将来に向かっての税制を考えていかなければいけないだろうというふうに思っております、借金を減らして少し身軽になって将来を展望していきたいということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 借金を減らす減らさないという話ではなくて、私がお聞きしたのは、あなたは施政方針の中で93億円、いまだ達成せずと、蛇によって財政は引き続き厳し

いですよと、こういうことを言われた、そのことについて、今、あなたに解明を求めたわけですが、町長、今の答弁でいきますと、経常的にいくと我が町は73億円ペースですよと、コロッと変わってしまうわけやね。経常経費比率が100を超えているのだという中で、わあわあ議員が上げて大変なまちだって言ってきたのはいつの話ですか。この議会の中ですよ。この議会というのは今年度とか前年度も含めて。経常経費で我が町がパンクしようわということをおきながら、片一方では73億円ペースで経常的には進んでおりますよと。73億円ペースといたら、リーマンショック後の一番税収が落ち込んだときです。そのことをベースにしていくというならば、今年度も83億円、既に10億円オーバーしてきている。さらにあなたの言われる93億円だと言われる。

しかし、その見込みはない。つまり、法人住民税がやられると、こういう中で、あなたが言われたことというのは、まさに場当たりのといいますか、財政がどうなっていくかということについて、ちいっと私はぶっかけが多いのではないかなというふうに思います。

そうした中で、総務部長に答弁の確認を求めますが、先ほど、法人住民税の税率引き下げと、そのことによる影響額がずっと言われてくる中で、平成29年度法人税の減額が4億7,000万円ということ言われている。そうしたやりとりの中で、消費税率が10%になったときが、4億7,000万円だよというような受けとめ方ややりとりがあったというふうに私は理解しております。消費税10%はまだ先の話ですよ。先の話を見込んで、鍋の中に入れてわあっとなると、あなたも増税の手先かと、安倍の手先になってやっているのかということになります。

ですから、私は少なくとも、今、8%に消費税が増税されたら、そのことは直接的な影響はないにしても、法人税率の引き下げがあったことによって、我が町の財政や税収の状況がどう変わるかというやりとりだというふうに私は理解しております。

したがって、平成29年度の段階で4億7,000万円の減収というものは、消費税10%を想定したものなのか、それとも8%の現行の中で想定されたもの、それは、町民税が、今、9.7%が8%になるだろうというようなことも言われております。それは、議論をする中で、安倍が成長戦略だと、成長する相手は誰だと言ったら国民ではないわけ。企業をどんどん成長させていけば、住民や地方自治体はますます貧しくなると、これが、安倍の言うところの成長戦略の本質、そういうものに絡んでそういう議論をされたら当然うまいこといくので、私はこれ以上言いませんけれども、要は、先ほどの答弁の中で、法人税率が9.7%から8%に下がったと、こういうことで平成29年度が4億7,000万円の法人住民税の減収なのかどうか、この辺をちょっと解明していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほど、見込みの中で、計算上の中であらゆるものを見込んでということでございます。平成29年の減収見込み4億7,000万円と申しました、そのその算定根拠につきましては、あくまでもまだ今後、この12月までには次の消費税の率の改定につきましては、論議が出るということでございますけれども、10%になるという想定の中で、9.7%という率を8%と見込んでの計算上の試算をいたしま

したので、前足を欠いた部分がありますけれども、8%見込みの計算の上での4億7,000万円でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） まさにアベノミクス、安倍総理の手先だな。そんなことは全然議論にもなっておらん。

あるいは、今、国の税収の関係で財形課税をやって企業の負担をどんどん片一方もうかっているところは減らす、赤字のところはどんどんふやすと、こういう中で、今、地方についてもそういう議論がされている中で、地方の法人住民税は9.7%から8%に減りますよということの中で、じゃあ、我が町はどういうふうにするのかという試算をされるというのは、私は、あなた方自分たちでやられるのは結構です。

しかし、まだ、そういう想定外の話をごそこでやられるという点でいけば、私は萎縮をさせる、もっと私流に言わせば、あなた方が非常に使い勝手のいいことになるということは、まちの税収がどんどん減っていく、減ってきたときに、住民からの要望、あれもあかん、これもあかんて、ボンボン切り捨てて一過性のあれもやる、これもやるっていつて飛びついていくような、そういうまちの政治をさらに進めていく、こういう素地をつくっていく、ルールを引かれるのかなと、こういう受けとめ方もいたします。

それは、そういうことで、私はそういう認識でありますよということだけの理解をしていただければ結構。

3番目に新築住宅の課税標準の特例、私もこの議案書の資料関係をずっと見たのだけれども、なかなか出てこないわけなのです。しかし、説明の中ではそんな話がある。具体的にはどういうことなのか、説明をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほどの将来見込みにつきましては、ある程度、マイナスを欠いた部分があったのかなということを思って反省をしております。

それから、新築住宅につきましては、あらましの中で初めて文字にさせていただいた部分があります。このことにつきましては、平成24年度の税制改正におきまして、平成26年3月31日まで新築住宅に対する固定資産税につきましては、一般の新築住宅においては3年度分をその税額の2分の1を減額する特例措置が講じられておりました。

このことにつきまして、さらに2年間延長をし、平成28年3月31日まで、その適用を継続するということの改正でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういうことの理解でしかないわけなのですが、あとこの議案書の議案の説明資料の関係も含めまして理解がいかんなどというふうに思います。

それから、次の4番目の耐震改修の関係は、要は天の丸だけだよと、ここでいうところの内容がそうだよということであれば、それ以上の関係はお聞きはいたしませんけれども、まず、その他の関係の答弁がいただきたいということと、もう一つは、今回、軽自動車に新たな税率加算も含めた形で、軽自動車の税負担が一層強められていく、なぜ強められてくるのかと言ったら、自動車業界、通常、自動車業界というと、国民の一般的な関係は軽自動車も普通自動車もひっくるめて自動車業界ということになるわけです

が、要は、この軽自動車以外の自動車については、取得時に取得税がかかっている。自動車業界、いわゆる普通車業界は、こんなものは取得税は重課税だと、自動車にもあれも税金、これも税金という税金がかかっているから、取得税は段階的に減らしてしまえと、軽減をする、まず段階では軽減をする、軽減をしたときに税収で財源が減るから軽自動車にそれを転換する、そして、廃止したら、さらにいかなかなとということで軽自動車と今度は重課税、重課と言ってありますが、これは一面、業界が、自動車業界がいつてきた自動車には、普通自動車にはあれも税金、これも税金という二重課税、三重課税があるじゃないかと言って、取得税を廃止をさせる、その廃止したつけを今度は軽自動車に重課税だと、これは二重課税なのです。

いつまでも長く持っていくのはいかなだかやと、長く持てば持つほど自分が負担がかかるよと、こういう形の中で業界全体の自己矛盾を軽自動車に押しつけた、軽自動車に押しつけた負担を今度は国民に転嫁をしていくと、こういう構図になっているというふうには私は理解します。そういった点でどういう見解をお持ちなのか答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、1点目の耐震改修の案件につきましても、あらましの中でふれさせていただきまして、具体的な中身がわかりにくかった分につきましては、おわびを申し上げたいと思います。

実際には、先ほど申されましたように、件数的には大規模施設の宿泊施設1件ということでございます。

なお、先ほど、その耐震改修の工事をした場合の軽減の部分で、パーセンテージをちょっと誤りましたので訂正をさせていただきたいと思います。

耐震改修工事の中身にもよるわけですが、税額の2分の1、または、耐震改修工事費が標準額の3割程度に満たない場合は、単年度で工事費の25%と先ほど申しました、これが2.5%でありました。訂正をしておわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

それと、今回の一連の車体課税の改正についてであります。こうした改正が出る中でもその有識者会議の中においても、その国民の一番身近な足である軽自動車、それから、中小企業、あるいは、農家の方々にも一番なじみのある自動車であるというようなことも含めまして、さまざまな賛否両論の末、こうした決定がなされたという経過もあるところでございます。

大きくは、その環境性に特化をした軽自動車をさらに普及をしていくということ。それから、一旦、大きな負担を求めるということも考慮の中に含めて、ある程度年度に余裕を持たせて、平成27年度の購入からであるとか、それから、全体をバランスを配分をしてというようなことを、今回の改正の中で国からも示されておるところでございます。

実際に、やっぱり負担をいただくのは、私どもの町民の皆様方でございますので、心ぐるしいところがございますが、こうした背景の中で改正をされてきたものでございますので御理解を頂戴したいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第35議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案の質疑を行います。

まず、3番、志賀恒男君の質疑を許します。

3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 議案番号37番、幸田町火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年に発生をいたしました福知山花火大会の火災を教訓に国のほうが、消防法施行令の一部改正を行ったことによるものであります。

今回の条例改正は、対象火災器具等の取り扱いに関する規程の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催するものに対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務づけることを内容としたものであるということでございます。

今回の条例改正の内容で、福知山花火大会の類似の火災が、幸田町で本当に未然に防ぐことができるのかという観点で質問を進めてまいります。

全員協議会の説明では、大規模な催しの具体例として、露店等の数が100店舗を超える規模ということでありました。そして、幸田町では対象となる大規模な催しは、過去にありませんということでありました。

そこで最初の質問ですが、大規模な催しの一つの要件として、なぜ100店舗を超えるというふうにしたのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） なぜ大規模な催しの定義を100店舗にしたのかということですが、消防長からの運用通知におきまして、先ほど議員が申されました福知山の花火火災の教訓を踏まえて、今回の条例の改正を行うものでございます。

そうした場合に、まず大規模なということですが、これにつきましては、福知山花火大会の人出予想、11万人と同程度以上の催しを想定しているものとしております。

また、大規模なものとして、消防長が別に定める要件につきまして、主催するものが出店を認める露店等の数が100店舗を超える規模の催しとして計画されている催しであると示されております。

この運用通知に示されている100店舗を超えるものを、幸田町といたしましても対象といたしました。

また、今回の改正を予定している近隣各市におきましても、100店舗としております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 福知山の例をもとにして人出の予想が11万人100店舗という数字が出てまいりましたが、平成26年2月7日に出示されました改正火災予防条例（例）

の運用についてという通知が、国の消防長、予防課長から出されております。

これによりますと、露店等の数については、本通知にかかわらず、地域の催しの実情に応じて、より小さな数字を定めても差し支えないというふうにあります。

事実、近隣の多治見市では、人口約11万5,000人でありますけれども、露店等の数を50店舗を超える規模の催しを大規模な催しというふうにしております。

人口約3万9,000人の幸田町では、大規模な催しの定義を、例えば、20店舗を超える規模の催しとしたらどのような催しが対象になるかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） ただいま、議員がおっしゃられましたとおり、多治見におきましては、50店舗ということになっております。

多治見におきましては、4月に2日間で来場者が約20万人に上る多治見陶器まつりが開催されておりますので、この中で、約45件の陶器販売の出店ですが、食べ物広場やオープンカフェ等の対象火気器具を使用する出店もあります。1日当たり10万人が来場することから、このまつりを対象としたものだと考えております。

幸田町における平成25年度の実績につきましては、ハッピネス・ヒル・幸田で開催されました幸田夏まつりが約50店舗、幸田夏まつりが約30店舗、駅前通りで開催されました幸田彦左まつりが約30店舗で、この3つが20店舗以上の催しと理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） ただいまの答弁にありますと、3つの大きな催し物が20店舗以上になるということをございしましたが、私は、彦左まつりの混雑ぐあい、これは狭い通りで大変、私は混雑をしており、指定対象にすべきというふうに思いますけれども、町の見解をお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しとするのは、先ほど申しましたとおり、大規模なということで、来場者等が11万人程度の人出があるということで、また、露店等の数が100を超える大規模なということで考えておりますので、彦左まつりは指定催しには当たらないと考えております。

しかしながら、火災が発生した場合、消火及び避難が困難となることが予想されます。主催者の幸田町商工会関係者に対し、防火管理指導等について、事前の協議を行ってまいる予定にしております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 主催者側と事前協議をしていくということをございまして、規則に定められる、あるいは、対象外だというふうに一律に言わずにきちんと予防措置をとっていきたいということというふうに解釈をいたしました。それでは、主催者側から意見聴取の内容について、どのような内容を打ち合わせをしていくのか、具体的な事例も交えてお答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この指定催しの主催者からの意見徴収ということで、条例等のほ

うには記載でございます。指定催しとして指定することについて、100店舗を超えて開設する催しであることを主催者が認めるものであるかどうか。また、この指定催しに指定することについて、主催者側から意見、意義等があるかないかについても意見聴取ということになります。

火災予防上につきましては、6項目、いろいろと指定催しの計画書の中でうたっております項目がございます。例えば、業務の分担だとか、活動の範囲、そして、また指定催しを受ける対象火気の使用や器具の取り扱い有無等の場所、こういったものを指定催しと計画書の作成の中で記載等をしてあるかどうか、それが安全かどうかということの確認になると思いますが、これにつきましては、指定催しの要件を満たし、こちらの消防から指定催しとしたものに対しての、指定催しにするということにつきまして意見聴取をするもので、それに関して認められた催しをする主催者については、先ほど申しましたような計画書において火災予防上の届け出の中で指導をしていくものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 先ほど彦左まつりについては、主催者側の商工会に指導なりをしていくというような回答がございましたけれども、その内容につきましては、基本的には、私は今回の火災予防条例の内容、趣旨をよく理解かんがみ、例え規模が小さくても指導をして同じような内容を適用してヒアリングなり、意見聴取をすべきだというふうに思います。

そうしていきますと、じゃあ具体的に対象火気器具に関する指導というものについては、どのように考えてみえるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 対象火気に関する指導、具体的にということでございますが、まずは消火器の準備、火気器具等の取り扱いの注意事項について、露店等の火災予防に関する指導要綱を定めてまいります。

また、主催者や対象火気器具等を使用する露店等を開設するものに対しましては、火災予防に関する内容を示した厳守事項及び自主点検表を露店等の開設届を消防に提出するときに説明するとともに、自主点検の実施に確実にを行うことをお願いする等を通して指導をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 消火器等の準備ほか、いろんな指導要領に基づいて指導をしていくということでした。

意見聴取や対象火気器具に関する指導というものがなされましても、私は催しの当日に指導した内容がきちんと実行されていなければ机上の空論になってしまう、あるいは、責任逃れになってしまうというようなことになりかねないというふうに思います。

催し当日の現場での安全確認や指導は、消防としてどのような体制を組まれるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しとする大規模でなくても、先ほど申し上げました夏まつりであるとか彦左まつり、そして、産業まつり等につきましては、幸田町でも大きなイ

ベントになり、たくさんの来場者がございます。

こうしたものの中で、今後行われます彦左まつり、そして、幸田ゆめフェスタにつきましては、開催当日に現地確認を実施する予定です。そのほかにつきましても尊寿事項、自主点検で対応を予定していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） きちんと現地確認等を行っていくということで、若干、安心をいたしました。

次に、罰則規定について伺います。

今回、事前に説明がなかったような気がするのですが、計画書を提出しなかった場合には、30万円以下の罰則を冒すという規定が、今回、この計画書に関しては適用されるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 罰則規定につきましては、現状として、指定催しとなる大規模な催しができないこと、町で最大規模の産業まつりを指定した場合、主催者は町の担当課であることから、計画書の提出が確実にでき、また、現在の火災予防条例の罰則規定が非常に限定されていることから、計画書を提出しなかったことにより、30万円以下の罰金に処することが適切かどうかを勘案した結果、今回の改正では罰則を規定しないことといたしました。

県下におきましても、今回の改正で罰則規定を設けるところはないと聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 罰則規定について、近隣市町でそういう例がないということで、対象が幸田町でないからということが一番の理由かというふうに思いますが、私は、この罰則規定というのは、計画書の提出、あるいは提出をする場合があったとき、ないという保証はありませんので、そのためには、私はこういう条例改正のときに罰則規定を外したという趣旨が本当に今の説明で納得されておるのか、条例の本当の精神、消防庁からの通達なり、規則改正の趣旨を理解をしてみえるのか、再考する考えはないのか再度お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この条例改正につきまして、罰則規定につきましては、近隣の消防本部等協議を重ねてまいっておるところでございます。

こうした中におきまして、現状として岡崎市では当然指定催し等がございます。そういった中におきましても、観光協会というような行政に近いところが主催するということで、現状としては、初期としては、この罰則規定を設けないということといたしました。

しかしながら、今後、指定催しとしたものに対して計画書の届け出がないようなことがあった場合、そういった場合につきましては、全件的なものとして、今後、対応をしていきたいと考えております。現状として、初期の段階、今回の段階では罰則規定を設けませんでした。今後、必要性があれば、罰則規定を設けるというようなことを検討していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 罰則規定は、性善説に立つか、性悪説にたつかという考え方がございますけれども、将来のことも考えて、臨機応変という形で進めていただければというふうに思います。

続きまして、福知山市は、消防本部が主催をして屋外イベント等、防火安全講習というものを実施をしております。受講対象者は多数のものが集合する火気を取り扱う行事等の主催者、担当者となる方、そして、露店を開設をする方というふうに受講対象者がなっております。

講習を修了した方には、受講証というものが交付され、しかも受講料というものが無料であります。

私は、対象火気器具等を多数のものが集合する催しに際しまして、消火器を準備をするというのは、大変重要なことだと思います。消火器の準備をすることで、防火意識が高まるという大きな効果があると思います。

しかしながら、消火器を使うということは、火災が発生をした後のことであります。私は、もっとも大切なのは、消火器を使わなくてもすぐ状態をつくり出すことのほうが、もっともっと重要だというふうに思います。

そういう意味で、露店等を開設する方への安全講習を行うことにも力を入れていただきたいというふうに思うわけであります。

あるいは、露店等を開設する方への安全講習に力を入れるべきであるというふうに前向きにすることだというのがよいというふうに思います。町の考えをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 町内で実施される規模の大きな夏フェスタ及び幸田彦左まつりにつきましては、露店等を開設する人が集まる会議に消防も参加をいたします。

その中で、火気器具等の取り扱い、消火器の取り扱い等の講習も合わせて実施を周知を図っていきたく思いますし、受講証というようなものの発行までは、現状考えておりませんが、こうした催しにつきましては、広く今後も講習を進めていくことを検討してまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀恒男君の質疑が終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 同じく議案番号37番の幸田町火災予防条例の一部改正でございますが、その第18条の消火器の準備についてお聞きをします。

まずは、なぜ消火器に限定するのかについてであります。消火器以外の水とか砂など、または、簡易の消化用具ではなくて、なぜ、消火器なんだろうと。

消防法による国家検定に合格した消火器に限定するほどの祭礼、縁日、花火大会など、多数の人が集まる催しとは、どれほどの規模を想定するのか、具体例を示してお答えいただきたいと思います。

消火器に限定するかについても合わせてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 今回の改正におきまして規定する対象火気器具等には、発電機、液体燃料を使用する器具、それから、七輪やバーベキューこんろなど、炭など固体燃料を使用する器具、また、プロパンガス、気体燃料を使用する器具、それから、電磁誘導加熱、電気を熱源とする器具などがあります。

発電機の場合は、ガソリンを使用とすることですので、これにつきます火災については、水では有効に消すことができない、また、建物や電気設備に対して乾燥砂の有効性というのは、なかなかないと考えております。

こうしたいろいろな火災に対して、万能的に対応でき、初期消火を有効にするためには、検定による消化能力を有する消火器が一番有効と考えております。

そうしたことによって、今回、消火器を指定したものでございます。

こういう先ほど申しました対象火気器具というのは、ガスこんろだとか、それからプロパンガスを使ったこんろ、そういったものが指定になると思いますが、こういったものは町内各地区で開催される催し物等にも利用されております。

そういったものに対しての消火器具として消火器を設置をすることをお願いするものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） ですから、その祭礼、縁日、花火大会は、どの規模のものを想定するのかということでございます。これを含めると、全部、どの団体を全て消火器が必要なのかということになりますので、そこをお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これらの対象につきましては、18条の関係でございますが、運用通知におきまして、一定の場所に多数の人が集合することにより、混雑が生じ、火災が発生した場合に危険性が高い催しであり、先ほど言いました祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものとして示されておるところでございます。

したがって、集まる人の範囲が、個人的なつながりにとどまる場合、例えば、近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催する餅つき大会、各区の集会のように、相互に面識があるものが集まる催し、あるいは、保育園、幼稚園、小中学校で開催される催しなどは対象とはなりません。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） また、その次にちょっときますが、例えば、幸田夏まつりとか、深溝夏まつりなどを例にしまして、これは、テントごとにそういった消火器が必要なのかと、大会本部テントに用意すればいいのか、また、その消火器そのものが誰が具体的に用意するのか、どの種類の消火器を何本用意すればいいかというような、そういった部分の細かい決まりがあるかどうか。

または、町が用意をして貸してくれるのかということについてもお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消火器を準備するのは、火気器具を使用するテントに対して、そ

の器具に対して1本を準備するということになります。

しかしながら、テントの中でこの火気器具を使っていない催し等につきましては、当然ながら対象外となります。

また、使用する者に消火器の準備、それから安全な火気等の取り扱い等、あとは、隣同士であって、両方が共有できる、認識できる場所に消火器がある場合では、2つのテントであっても、火気があっても、1本でいい場合もありますし、そこにまた、反対に間仕切り等があった場合につきましては、各それぞれ1本の消火器を置いていただくのを基本として指導を行ってまいりたいと考えております。

まず、この消火器を準備するのは、この火気を使用する人ということでございます。町として貸し出すとかいうことに関しましては、考えてございませんのでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） そうしますと具体的に言えば、先ほど出ました幸田夏まつりとか、深溝夏まつりのような火気を使うようなテントでは、テントごとにそれぞれの責任者が消火器を用意せよと、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 基本的には、そういうことになります。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その消火器の種類と本数も聞きましたので、ついでにお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 消火器につきましては、粉末、検定による消火能力を有する消火器ということでございます。

本数につきましては、火気使用の場所、それから距離的なものというものもございません。そういったものに関しましては、各テントに必ず1本だとか、それから、火気器具につきましては必ず1本というものでもございませぬので、その配置等につきましては、消防に御相談をいただいて有効な消火器の本を配置ということは考えていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 具体的にその火を使うテントが2つ並んでいた場合、1本ずつなのか、両方で共有で1本でいいのか3本要るのかとか、そういうことについての細かい決まりというのはまだないというふうな理解でよろしいですか。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 細かい決まりというのはございませぬ。基本的には、火気器具に対して1本ということになりますが、それが隣接するか間仕切りがあるか、距離があるかということによって、有効な消火器の本数というのは決めてまいりたいと思っておりますので、その場所のレイアウト、また、火気器具のレイアウト、そういったものによって本数、置く場所等も変わってくると考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

- 5番（中根久治君） 万が一、横着をしまして消火器を用意し忘れたというような場合、どのような指導が入るかということについてもお願いをします。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） まず、これにつきましては、火気器具を使う露店等におきましては、開設届というものを出すことになってございます。ということでございますので、開設届を提出していただくときに必要本数というようなことは、消防のほうから御相談、御指導をしていきたいと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） ちょっと勉強不足でわかりませんでした。その幸田夏まつりとか、深溝まつりのときに、テントを開設しますよね。これ開設届が消防署のほうに出すわけですか。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） これにつきましては、火災予防条例の第45条の関係におきまして、今回、この対象火気器具等を使用する露店等の改正につきましては、消防署に届けることを義務づけております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） 先ほどの話がありました、この指定催しの運用通知の件でございますが、なぜ100店舗かという問題で、これは、100店舗だと、周辺の自治体も100店舗だよと、予想人員は11万人を予想するんだというふうに言っておりますので、幸田町がそれだけの規模のものをやったら、これは、もう大規模ではなくて、とてつもない大規模になってしまいますよね。もう町民の数の3倍を超えるような行事をやらないと、こういった催しにはならないというようなことになります。
- ところが、幸田町の持つておる対応能力、消防能力から考えて、そういったものを考えてみると、100店舗なんていうことはあり得ない。それでは、幸田町そのものが持たないです。
- ですから、その100店舗にするとか、人出を11万人以上にするというのではなくて、幸田町的能力に合った店舗数とか人出を予想しないと、それは、幸田町として対応できないことになると思いますので、よその市町がこうだからとか、運用通知にこう書いてあるからというのではなくて、幸田町として本当にこれでいいのかという部分についての答弁をお願いしたいと思います。
- 議長（大嶽 弘君） 消防長。
- 消防長（山本正義君） 先ほども答弁させていただきましたが、幸田産業まつり、夏まつり、そして彦左まつりにつきましては、消防といたしましても開催前からの会議等にも参加させていただきますし、その中から露店等を行う方に関しましては、火災予防上の消火器の使い方、火気の使用についての御指導、講習もさせていただくような形で、指定催し等はありませんが、幸田町で大きな催しにつきましては、消防としてもさまざまな対応をしながら火災予防、町民の安全のために対応してまいりたいと考えております。
- 議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。
- 5番（中根久治君） ですから、幸田町が考える大規模というのは、一体どの範囲なんだ

ということは、それは、それぞれの自治体が考えることでありますから、これは、先ほども質問がありましたが、幸田町としてどうなんだと、今の産業まつりのレベルなら、幸田町としては十分に対応できる、幸田夏まつりもできる。でも、それ以上はだめなんだと。だったら、ここで言う、その指定催しというのは、店舗100店舗以上、11万人というような指定は到底無理な話ですので、幸田町に合ったその基準を明確に出すべきだと、私も思っておるわけですので、その点について再度お願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しというものにつきましては、先ほどから申し上げておりますので、大規模なというようなことで要件がございます。

その中の約11万人だとか、100店舗というのが大規模というようなことで、これにつきましては、人数というのはなかなか把握することはできません。そういった中で店舗数ということは、消防としても把握ができてまいりますので、まずはそれを基本にしたものを要件として今後対応していきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 何度もくどいように言いますが、11万人というのは、大規模ではありませんよ。大大規模ですよ。

ですから、幸田町で言う大規模とはどういうもんだというきちんとした基準をつくって、この条例をつくっていくというのが、一番いいのではないかと、私も思っておりますから、その点をもう一度考慮願いたいと私は思います。

それから、この条例に伴う施行規則も改正されると思いますが、そのときに、特に、今出ております多数の者が集まる集会、いわゆる顔見知りの会、先ほど話がありましたが、顔見知りの会は、対象外となっておりますよね。こうした会にこそ、消防として指導すべきことが多いのではないかというふうに思いますが、これも含めて、この新しい規則について、町民に対してどのように知らせようとしているのかについてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しにつきましては、基本的に11万人、100店舗というような要件になってございます。それ以外のもの、幸田町における大きなものにつきましては、先ほど申しましたとおり消防としてもいろんな指導、講習等を行いながら対応してまいりたいと思っております。

それから、小さな顔見知りの会というようなものにつきましては、当然、消防の中にもいろんな救急の講習会だとかいうようなことで住民の皆さんとお会いする機会もたくさんありますし、それも含めてホームページ、広報等でもしっかりと周知をして、火気器具を使う場合には、消火器を設置して準備してくださいというようなお願いを、規模の大きい、小さいは別にして、ニーズの多い、少ないは別にして、設置していただくように、今後、周知、お願いをしてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 幸田町は、独立した、きちんとした自治体でございますので、周辺が11万人大規模、そうじゃなくて、幸田町はどうなんだという、その部分をきちんと

お答えいただきたい。そうしていかないと自治体としては成り立たないなと思いますので、幸田町としてはこうなんだという部分を出してもらえるようにしたかったというふうに私は思っておりますが、なかなかお返事が、随分、かたい返事だなというふうに思っておりますが、再考を願いたいと思っております。

特に、これからのこういった消火器の必要というのは、まさに大きな規模の集会ではなくて、今、出てきたようなP T Aが主催するような会とか、もうそういった部分で、ますますそういうことは危険性がありますので、そういうところもぜひ消火器を用意するのだぞと、そういうところは消火器を用意しろということは出ておりません、今回。

ですから、そういうところこそ消火器が要るんだよということを、これはきちんと指導していかないといけないなと思いますから、消火器というものをそういった意味で使うならば、まさに顔見知りの会のほうに積極的に消火器を用意させるような町の施策をもっていくべきだと私は思っておりますので、その点についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しにつきましては、先ほどから繰り返しになりますが、人数、あるいは、店舗等に関しましては、近隣と同等ということで、今後も対応をさせていただきたいと考えておりますが、先ほども申し上げたとおり、幸田町での大きな催しにつきましては、消防としても指導をしっかりとやっていきたいと考えております。

それから、消火器の準備ということに関しましては、本当に議員のおっしゃるとおりでございます。特に、ガスこんろ等の火気器具のほうが安全機器、火の取り扱いについて安全な器具等がふえてまいりました。そういったことから、反対にそれに対する火気の取り扱いというのが散漫になったり不注意になったりすることも生じてまいっておると思っておりますので、小さなもの、大きなものは関係なく、まずはこういった器具を取り扱うときには、人数の多い、少ないは別にして、必ず消火器を準備していただくというようなことを、今後、しっかりと指導していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 特に、その学校や保育園、幼稚園の関係で、花火大会をやったりいろんなことをやっておりますので、そういったところで、火災事故や大きな事故が起きてはいけませんので、そういったところへの消火器ということももちろん大事ですが、一番最初に言いましたように、水の入ったバケツを用意するとか、砂を用意するという部分は、これは忘れてはいけないことですよ。消火器を用意すれば何でも足りるか、ということではないのだと。最初に水とか砂というのももっと大事なんだということをお忘れないように、こういった町民のほうに広報してもらえるとありがたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 花火につきましては、よくバケツ、当然ですが、そういったもの、それから、砂でも消すことができます。従前、消防課におきましても、花火指導というようなことでこういう検討をやらさせていただいておったときには、消火器ではなく、確かにバケツ等でございました。そういったこともありますので、その使うものに関し

まして、基本的には消火器とはなりますが、消火できる体制、準備というものをやっていたといたうようなお願いを今後していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで10分間休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の火災予防条例の一部改正におきましては、福知山市の花火大会の事例によって、新たに強化をされた件でございます。その中で、一番、問題になっているのが、指定催しの指定ということでありまして、幸田町におきましては、実体がないということで説明は受けました。

そこで、指定催しの指定が100店舗ということで、店舗数が少ないと必要ないのかということで通告をいたしました。先ほどの二人の方の質疑等によって、いろいろと答弁がなされたわけでありまして、その点につきましては、納得をしたわけでございますが、しかしながら、今回の火災予防条例の改正につきましては、新たに強化されたというのが消火器の準備でございます。そういう点で、現在の屋外催しにかかわってこの防火管理についてお尋ねしたいわけでございます。

それと同時に、福知山市の事例が実態として出されているわけでありまして、私は、福知山市の報道というものは見ていたわけでありまして、この原因については、何でやったのかということについて再度説明がいただきたい。それに基づいて質問もしてまいりたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 現状として屋外催しに関しまして防火管理はというような御質問だと思いますが、現在のところ、屋外の防火管理に関しまして、火災予防条例等、火災予防につきまして、何ら規制等々はございません。というのは、現状でございます。

それから、福知山の今回の火災に関しましては、露天商が使っているガソリン発電機に蛍光管からガソリンを給油するときに発火したというふうに聞いております。夏でございますし、それから、発電機の近くにタンクがあったというようなことで、ガソリンが気化し、それに関して引火したというような状況でありましたので、簡易タンクというのがガソリンの蛍光管の安全管理というようなことが一番問題になったのではないかと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） たまたまこの福知山市におきましては、100店舗を超えて参加者が11万人ということであって、これを基準として指定催しの指定ということで消防庁のほうから運用通知がきたということでありまして、しかしながら、先ほどお聞きを

いたしました点について言えば、この福知山市の事例においては、発電機へのガソリン給油で気化をして、それが事故につながったということからすれば、これは、指定催しに指定しなくても十分あり得るということであります。そうした点におきまして、やはり、これは店舗数が少なくても強化をしなければいけない、安全管理上の問題であるというふうに思いますので、その点について、これは基準がなくともいいのかという問題でございますが、その点については、どうお考えなのか伺いたいというふうに思います。

次に、現状の防火管理は規制がないということでありますが、今回の改正によりまして18条におきましては、祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の催しについては、消火器の準備をした上で使用することということで、届け出によって消火器が義務づけられるということでございますが、この消火器におきましても基準というものがなくて、ただ義務づけということだけで、先ほどの説明の中で私はそのように受け取ったわけでありますが、その点においても、やはりこれは大規模なものについて火災予防条例が改正をされたわけでありますので、やはり、幸田町のような現状においては、その地域性にあったものを基準として定めなければならないというふうに思うわけでありますが、その点については、先ほどから出されております。そういう点において、やはり、この消火器の基準というものも事細かに定めながらそれを周知をしていく、そういうのでなければ曖昧になっていくのではなからうかと思っておりますが、その点については、いかがかということであります。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 指定催しには該当しませんが、幸田町としましては、大規模な催しがございます。それにつきましては、消防のほうから、指導、お願い等を直接していきたいと考えておりますし、また、当日も検査のほうをしていきたいと考えております。それ以外の催しにおきましても、火気器具、対象器具を使う場合におきましては、当然ながら基本的に消火器を備えつける、準備するということをまずは基本にやっていただきたいと思っておりますので、それが、ニーズ的に多い、少ないということではなくて、屋外でそういうものを取り扱うときには、消火器を置いていただくというようなことをまず基本に、消防としても、今後、住民の皆さんにも周知していきたいと考えております。地域でいろいろな催し物もございます。そういったものに関しましても、こちらでそういう催しがあるというようなことをお聞きした場合につきましても、今後、それが届け出が必要かどうか、消火器を設置してくださいというようなことでお願いしていきたいと考えております。

消火器につきましては、消火器の基準の中では粉末消火器を1本というものを最低限の基準として、それから消火器器具の設備の数、それからそれらの配置等によってプラスの消火器を設置するというようなことで、今後お願いしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 消火器の設置につきましては、この火災予防条例の一部改正をされるわけであります。そうした点でこれが周知徹底をされて、防火管理がより安全になっていくというふうに思うわけでありますが、しかしながら、この福知山市の事例で言えば、ガソリン給油のときに気化して発火をして爆発をして死亡事故が起きたというこ

とであります。これは消火器では対応できないという問題でありますので、その点についてはどうやっていくのかということではありますが、その辺のことも教訓として、これは安全管理に努めなければならないのではなかろうかというふうに思うのですが、そうした等では、先ほど志賀議員のときにあった安全管理体制の中で講座等もやっていく、そういうのでということもありましたが、やはり、これはチェック体制ですね。チェック体制を強化しないと、この辺は管理できないのではなかろうかと思うんです。ですから、これは消防において危険管理、そうした点でのチェック体制がより強化されれば、この使用する機種について言えば、これは漏れてないかとかそうしたものが対応できることだと思っておりますが、そういうものはできないのかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 火気器具を使う露店につきましては、開設届というようなものを消防のほうに提出させていただくこととなります。そういった中で、先ほど申しましたとおり取り扱い、それからその設置時のチェック表というようなものをお渡しして、自主的チェックをしていただくような対策をとっていきたいと考えております。その中で、ガソリン等の取り扱いの留意点というようなものを含めてやっていきたいと思っております。

例えば、ガソリン等の貯蔵・取り扱いにつきましては、ガソリン等の保管または取扱場所ではみだりに火気を使用しない、それから容器は消防法令に適応した金属製容器を使用し、キャップを確実にしめるというようなチェック項目がございます。そういったものをお渡しして、説明して、自己チェックができるような体制をとっていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 福知山の事例でもそうなんですけれども、ガソリンの取り扱いについては、現在でも十分なチェック体制がとられているわけですよ。保管・管理等におきましても、それは厳重にやられているわけでありまして。そうした点において、そういう場合においてもあのような事故が起きたということは、やはり、今以上にこの安全管理を厳しくしていかなければ、また店舗数が少なくてもあのような事例が生まれてくるというふうに思います。ですから、そうした点においてやはり強化されるならば、これは消防においてそのような前もっての点検、そういうものができないかということではありますが、そのようなことは義務づけはされないのかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これ、事前の点検ということへの条例等の義務づけということでございますが、現在のところ、まだそこまでのことは考えておりません。

それから、危険物の取り扱い等の周知につきましては、今後もホームページ、広報等でやっていきたいと考えておりますし、たまたま今月が危険物安全管理強調月間ということで、危険物協会の対象者ではございますが、その方々には6月13日に危険物講習会ということで、町内の事業所が対象になりますが60数名の方の出席をいただいて、危険物の安全管理等についての講習会、それから、そのときは防災についても含めて講習会ということをやらせていただきます。こういったいろんなものを通じまして、危

険物も含めた取り扱い、管理等についての注意喚起は継続的に今後もやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 話が行きつ戻りつで、私に言わずとたらいの縁を回るとなると、こういう感覚ですが、結局今回の火災予防条例をなぜ改正するのかと。そもそも何で改正するかといたら、消防法の施行令が変わるから、その施行令にあわせて町の条例を改正しようと、こういうことですよ。じゃあ、その施行令はどうなるかと思ったら、多数の者が集合する催しに消火器を用意しなさいよと。指定催しの指定は、消防長が定める要件に該当するもので指定催し物だよと、こういうことですよ。それから、指定催しを行う場合は、開催する14日前までに届け出をしなさいよと、こういうこと。

そうしたときに、あなたの答弁というのはまさにお役所仕事、ことなかれ、そして一番楽な方法はコピーだ。上から流れたものをそのままコピーして我が町の条例にしますよと、こういうコピー行政。先ほどちょっと申し上げたとおり、じゃあ、指定催し物の指定は、消防長が定める要件に該当するものだよと。その要件は何だと思ったらコピーだ。11万人、店舗数100、そうしたときに、そりゃまあ、お役所仕事も限界だ。そうしたときに、じゃあ、消防長という職からいって、それはそれで国から言ってきた、上から言ってきたやつを、俺は嫌だわと言ってあかんべーをするというね、しっぺ返しがあるとは言いませんがそういうことがある。そうしたときには、運用基準を定めればいいじゃない。条例の中ではこのような形で形は整えても、実際にどういう運用をするのかということのところまでは、消防の施行令の中には入らなわけですよ。幸田町の消防長としてどういう運用基準を定めて、この趣旨を生かして、住民の生命・財産を守っていくのか、そういう視点、観点全くなしだ。上から言われたものをそのままとこで出でて、コピーが間違えのないようにやってくれば、私の職務はそれで終わるのかと。終わるのか、その職務は。答弁いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） これに関しましては、消防長の要件につきましては、事前に各近隣の消防本部ともいろいろと検討、協議をさせていただいております。その中で、例えば、岡崎市さんだとかは花火大会というような大きなものがございます。蒲郡さんにも花火大会がございます。そういった中で幸田町はありません。中でどういうふうにやっていくかという中では運用基準等は定めてございませんが、先ほど言いました、100に満たない現状の幸田町で大きな催しにつきましては、幸田町独自の対応としながら、事前の協議、調整それから指導、それから当日の現地の調査、そういうことをやっていくというのが独自の対応ということになってくると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そんなね、見切りになられて事なかれだという感覚ですよ。ですから、私は申し上げた。上から流れてくるものはしょうがないと、それはコピーどおりに

出しておけばいいと。ただ、実際に個々の問題として運用していくのは、ここにもありますように、消防長が定めると。その消防長が定める内容はコピーじゃなきゃならんという規定はないわけだから、そうでしょ。岡崎市に倣わないかん、蒲郡に倣わないかん、みんな右に倣えでなきゃあかんよということじゃなくて、幸田町の消防長として別に定める。その別に定める要件は、運用基準という形で一步下がってやればいわけなんだ。いや、俺だといくとまた上から頭叩かれるもんだな。だから、そうしたときに運用基準としてじゃあどうするのかという点からいけば、先ほどいろんな話があります。100人、200人、あるいは、店舗数が5か1にも満たないようなところもある。そうしたときには、この施行令の中ではあかんよと、条例の中でもあかんよと。しかし、条例の中で消防長が別に定めるといってくそ道があけてあるわけだ、逃げ道があけてある。あけてあったら運用基準で対応できるでしょということ言ってるわけだ。そうしたときに、いや蒲郡はどうだ岡崎はどうだと、そんな話なんかは聞きたくない。それはコピー行政のやり直しをするわけだ。我が町としてどうするのか、この条例の関係、施行令の関係も含めて、こういう答弁を求めているわけだ。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） この件に関しまして、まずは現状として指定催しというものはございません。その中で幸田町として、どういった指定催しでないものに対して対応ができるかにつきましては現在模索中ですが、今回、きょう御説明したような対応をさせてもらっております。今後、さらに当然施行すればいろんな問題等も起こってまいりますし、対応も必要になってくると思います。その中で運用基準等を作成しながら、統一的な指導等ができるような形を今後とっていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あくまで条例やら、あるいは施行令にもたれてやっていると、いわゆるそれが指定催しだということのしがらみになってくるから、その指定催しだという形でいくとがんじがらめになっちゃって一步も抜け出れないからということだけど、だったらそれをもとにしながら、内規的な内容の中で運用をしていくということをしていかないと、結局絵に描いた餅であなた方が自己満足してると、こういうことになる。自己満足した行政のもとで住民が何かあったときに、その生命・財産が脅かされてくるという点でいきますと、私は、やっぱり実効性のある運用基準を内規的にきちっと設けるべきだというふうに思うわけ。

そうした中で、じゃあ、ここにも通告にもありますが、その人数のカウントが11万人というのは桁違いで論議をしようと思いません。そこで100人、200人あるいは500人という人数をどういうふうにカウントするのか。これは新聞なんかでしょっちゅうあるわね。例えば、1万人が集まりましたよといったときに、主催する人間が発表するのが、例えば1万人。警察が発表するのは、主催者が気に入らんかったら3,000人、4,000人です。まあまあ、そこそこ警察が気に入るとるなといったら、8,000人、9,000人。こんなさじかげんどうにでもなる。基準があって、ない。カウントなんかどうにでも数えるわけです。主催者は1万人、警察発表3,000人、みん

なそういうことの感覚の中で、じゃあ、どうするのか。

それから、もう一つは、催し物といったときに、その範囲はどうやって線を引くのか。線の引き方だって幾らでもあるわけですよ。そういうことやら、あるいは面積の要件はどうなのかと、これはとって基本的にはたらいの縁を回ってくたという議論になる。

ということともう一つは、消火器の話が出ました。私もそうですが、消火器とはこういう物という固定概念で、消火器とはこうなんだという議論をしてくる。しかし、そこには私は落とし穴がある。消火器には大・中・小、さまざま。そして、機能的には油火災、電気火災、万能火災という、泡消火器もあるだろう。ただ、そうしたときに、催し物に適した消火器の種類、大きさですよ、言ってみりゃあ。家庭用やらをぽつと持っていったら消火器ですよ。家庭用はこんぐらい小さな物があるわな。もう一つは50センチを超えるやつ。そういう消火器の種類や特定は、この条例の中にはありません。消火器さえ持ってくればいいんだと、こういう規定ですから、そこら辺をどうするのかといったら、細部規定、内部規定を設けるしかないわけですよ。運用規定、その運用の中で先ほど申し上げたとおり、幸田町として独自の内容もきちっと整備していけば、漏れはないとは申しませんが、少なくともこの条例で今議論を進められた内容からいって、一定フォローはできるであろう。そういう感覚について、あなた方がどういう認識を持って今後どう対応されるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） まず、人出の関係でございまして、おっしゃるとおり、報道機関とか実行委員会だとかいうところの発表でかなり異なると考えております。

多治見市の陶器まつりの来場者に関しましても、観光協会では15万人、それから実行委員会では17万人、ほかのところでは20万人という記載もございました。こういった中で、人出を把握するということが不可能ではないかと思っております。そうした中で、何が数えられるかと言え、やっぱり、そこに出ている露店の数が基本的になると思っております。ですので、露店が100を超える場合、それから来場者としましては、どれだけになるか基本的にわかりませんので、その中で、まずは基本としては露店の数を基準とした考え方で対応してまいりたいと考えております。

催し物会場の範囲につきましては、個別具体的にというようなことではございますが、例えば岡崎公園だとか、幸田町であればハッピーネス・ヒル・幸田といった具体的な名称で場所が特定できる範囲で指定となると考えております。

消火器につきましては、おっしゃるとおりでございます。まず基本的には、現状として話し合った中で、今後、御指導するのは粉末消火器のおよそ4型から10型ぐらい、余り大きな物でもありませんので、4型から10型ぐらいの物を準備するような形で御指導をしていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） カウントは実際的にはできやへんと、そうしたときにカウントをできるのは露店の数だよというの、私は画的だなど。催し物の内容によっては、露店がだばつと出るときと少ないときがある。しかし、集まってくる人数が露店の数だけで結局イコールになるのかどうなのかという点でいけば、ちょっと画的だなどというふう

に思います。そこら辺も含めて、私はそう露店の数云々という形で、じゃあ、多数とは何ぞやという議論にまた入ってっちゃうんで、それは茶の木畑へと入ってくるというふうに思います。しかし、私は露店の数だけにもたれていくという点でいくと、私は危険性があるなというふうに思います。

そうしたことも含めて、それからもう一つは、消火器の関係も、いろいろあなたはそういうことを言われた。だから、そういう内容もきちっと規定を設けなさいよと、内規的にね。消防はこの条例の中で設けるとするのは難しいでしょ。しかし、運用基準、運用規定というのは、あなた方の裁量でどうにでもなるわけです。そうしたことも含めてきちっとやっていただきたいということです。

次に、42条3項、屋外催しに係る防火管理ということで、防火担当者を定めなきゃならんよと、こういう規定があります。じゃあ、そうしたときに、防火担当者の要件あるいは責務などはどういうことなのかという点で、条例の中でさささっといっても、そりゃあ、まあ条文の持つ限界があります。そうしたことも含めて説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 要件の中ですが、そこの催し物の人出ということは本当はかなりアバウトな数字になってくるよりも、露店ということの数字のほうがある程度事前に把握することもできると思います。まずは、こうしたもので要件というものを定めて基準としてまいりたいと考えております。

それから、消火器等につきましては、先ほども申してましたとおり、内部的にも現状としてどういう対応をしたらいいかということで話し合った中で対応していきたいと考えております。まだまだ固まってないところもありますので、今後につきましても、その内容的なもの、消火器はどういうふうに御指導したらいいのかということも統一性、択一性を持った内規等を作成しながら、皆さんに統一的な御指導をできるようにやっていきたいと考えております。

また、防火担当者の要件というものですが、指定催しにつきましては防火担当者の要件につきましては、特段の資格は必要ございません。指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し、必要な指示等を行うことができる者を選任することとしております。なお、指定催しを主催する団体の代表者が防火担当者になっても構わないということでございます。

防火担当者の責務でございますが、当該指定催しに関しての火災予防業務計画を作成し、計画に従って指定催しの関係者に対し必要な指示を行う等が責務となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

次に、9番、水野千代子君の質疑を許します。

9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今回の一部改正は、福知山市の花火大会の火災を踏まえて、消防長からのほうの運用通知が届き、また、幸田町の条例の一部改正をするものでございます。

私もこの花火大会の火災の様子は何度もテレビで報じられておりましたので見ており

ました。このとき火災の悲惨さ、怖さが本当に伝わってまいりました。また、消防隊員や役員が消火・救急に当たろうとしても、露店の数も多くて、道も狭くて、参加、誘導がスムーズにできず、消火・搬入が進まなかった様子も見られました。火災に対する予防、また万全の備えがいかに大切であるか、また避難誘導の大切さも強く感じたところでもございました。

今回の幸田町のほうの指定催しの指定は100店舗以上ということで、町にはないということで先ほどから出ておりましたが、最大の規模の催しは、先ほどの答弁からいいますと、夏祭りが50店舗、産業、彦左祭り30店舗ということでお聞きをいたしました。それでは、このお祭りの日の出人人数というのはどのぐらいかということをお聞かせをください。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 人出に関しましては、済みません、幸田彦左祭りで3万人、それから産業祭りで3万人というような記録がございます。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 夏祭りがございませんでしたが、わかったところでお聞かせを願いたいというふうに思います。

それで、なぜこのことをお聞きしたかといいますと、やはり、今回の条例の一部改正のときに、100店舗以上また10万人以上の人出ということでお聞きをしてるわけですが、例えば夏祭りとか産業祭り等はハッピーネス・ヒルで開催をされます。このときに何かことが起きたときには、避難誘導する場所、避難していく場所はたくさんございます。左右前後、どこでも逃げられる状態ではあるかというふうに思います。しかし、彦左祭りに関しましては、本当に狭い道路の中で店舗数が30店舗は露店が出ている、その中で何かことが起きたときに、じゃあ、その参加されてる人たちはどこへ逃げるのかと、避難誘導に関しての指導を、幸田町の消防としてはどのようにお考えなのかということ。また、指導はどのようにされているかということをお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 彦左祭りにつきましては、当然火災予防上、それから発生した場合の避難誘導ということは困難になってくると考えております。そうしたこともありまして、今回の条例改正もあります。これらにつきましては、商工会と事前に協議をいたします。それをもって、避難誘導も含めた話し合い、計画というようなことを考えていきたいと考えておりますし、それからそれに関する出店される露店の皆さんに関しまして、火の取り扱い、消火器等につきまして講習等を設けさせていただく予定になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 避難誘導というのは、しっかりとした道を計画をしていただいて、何がどこで、何があっても誘導はスムーズにできるよ、また何かことがあったときには消火、また患者さんの搬入等もできるよという、またこういうこともしっかりと指導していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、あと罰則の規定でございますが、これも先ほどの答弁等でお聞きをいたし

ました。

まず、県内ではない。それから、主催者が行政側に近いものだから、計画書は出さなくても十分承知をしている。ですので、罰則は規定をされていないということをお聞きをいたしました。近隣でもないということで、私もホームページ等で見させていただきました。消防長のほうからの通知では、必ず罰則を科するというのも条例のほうでうたっている、これも承知かというふうに思いますが、ホームページで見させていただきましたら、確かに愛知県ではございませんでした。しかし、各市町ではきちんとした火災予防業務計画書を所轄消防署に提出しなかった場合は、当該指定催しの主催者に対して30万円以下の罰金を科すという、このことをきちんとうたっているところがございました。このことについては先ほど答弁をされておりましたが、しかし、主催者が行政に近いものだから罰則は設けないよ。じゃあ、主催者が行政から遠い場合は罰則は設けるのか、このことについてもお聞かせを願いたいというふうに思いますし、また計画書の不備があった場合、また事故があった場合は主催者と同様に責任を負うということで理解をしてしまうものでございますが、その点について再度お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 議員がおっしゃられたとおり、現在としては、罰則規定を設けるとかはございません。言われましたとおり、特に露店商、露店を生業とされている方を中心とした催しとなった場合に、なかなか出店者の把握というのは難しいというのが、今回の花火大会の一つの要因になったかと思えます。そういった中で、役場だとか公共的なものでない組織が主催するものにあっては、今後どういうふうに対応していくかという中では、ひょっとしたら計画書が出てない場合だとかというようなことも今後問題が生じてくるかもしれません。そういった中では、予防担当者同士、県内の中で情報交換をしながら、この罰則規定を設けるか設けないかにつきましては、今後も検討、将来的に設けないということではなくて現状として設けてないということでございますので、今後そういった問題が起きた場合には、県下の予防担当者で話し合い等を行って、今後、対応していく場合もあると考えております。

それから、特に計画書の提出の中では14日間という期間がございます。その中で内容的なものを十分検討して修正して、実現可能なというようなことでしっかり対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野君。

○9番（水野千代子君） 今後、こういう問題等があった場合には検討していくよということでございます。本当にこれは横々ではなくて、私は県内にはこの罰則規定がなくても、やはり幸田町としては必要ではないかということ、やはり声を上げていくべきではないかなというふうに思いますので、ぜひともこの辺は横々を見てから検討するのではなくて、幸田町としてはまずこれも加えていくという、そういう姿勢であっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 消防長。

○消防長（山本正義君） 罰則規定も含めまして、今後、始まってくる新しい条例改正の対応でございます。そういった中ではいろんなことをさらに検討して、皆さんの安全を確

保できるように、消火器の本数それから配置等に関しましても、統一的な消防の指導ができるように今後対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食のため休憩等をします。午後は1時から会議を開きます。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第38号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 国民健康保険税の限度額が、後期高齢者支援分そして介護納付金それぞれ2万円ずつ引き上げられて、医療分と合わせて77万円の限度額が81万円に変わるわけでありまして。

これまで限度額の引き上げにつきましては、国のほうが限度額の改正を行っても、幸田町として即限度額の引き上げということにならなかったわけでございますけれども、今回は、国が改正をした途端合わせたような形で限度額を引き上げた。これは、その理由としてなぜなのかを伺いたいというふうに思うわけでありまして。

それで、このそれぞれ2万円ずつ引き上げたことによって330万円の影響額があるわけでありまして。そして、また延べ世帯数で言えば、143世帯が影響を受けるわけでありまして、非常に、3つの区分による限度額いっばいの世帯にとって言えば、81万円というとても高い限度額になるわけでありまして、非常に負担感も大きい、そういうことになるわけでありまして。ですから、国の改正で引き上げで、なぜ幸田町も限度額を即対応して引き上げなければならなかったのか、その理由としてお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の条例改正の関係で限度額の引き上げをさせていただくということとあわせて、軽減の5割、2割の軽減の関係も改正をさせていただくわけでございますけれども、基本的に国で議論をされておられる中で、その負担について限度額の見直しにつきましても当然見直しの検討がされておりますけれども、いわゆる高所得者の方の今回限度額を引き上げることなら、高所得者の方の影響がある。当然軽減につきましては、所得の低い方に対しての軽減措置だということで、いわゆる保険税の御負担のバランスを取ることが、これは一つの最大の理由であるということで、本来もともと低所得者の軽減のみの対応ということになりますと、当然その負担はどこかに求めなければならないということもありますので、そういった意味で、今回あわせて限度額の引き上げをさせていただくということでもありますので、よろしく願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、低所得者の軽減をする、その財源として高所得者といえますか、限度額の引き上げを行ってそのバランスをとるよということに説明では伺えるわけでありますが、しかしながら、限度額いっぱいを超える世帯の所得、高所得者と言われたわけでありますが、この世帯の所得額は幾らから影響を受けるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 限度額に対します所得ということでございますけれども、たまたま試算をしてありますのは単身世帯の場合の計算でございますが、平成25年度の後期分の所得額が約840万円以上が限度額に達しておったと。平成26年度でいきますと、約970万円超えの方につきまして影響があると。それから、介護分につきましては、平成25年度では約870万円以上の方が対象となるということですが、平成26年度からは1,020万円の所得以上の方が対象となるということで、ちょっと仮に算定をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは単身で言われたわけでありますが、所得なのか収入なのか、どちらでしょうか。所得であるならば、これ、総収入がどれだけになるかというのがあるわけでありますので、その点について、所得か収入かどちらかお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今、お話しをさせていただいた数字は所得であります。たまたま所得の中にもいろんな種類がありますが、私のほうで今積算したのは給与収入ということで御理解をいただきたいと思います。

ちなみに収入金額に換算をしますと、平成26年度改正後、後期分で所得で970万円、収入に換算をしますと約1,160万円、介護分の所得については1,020万円ですが、収入については1,190万円ということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町でバランスをとるために高所得者から限度額をいっぱい引き上げて、そしてその財源といったらおかしいんですが、低所得者への軽減措置に対応するよと、バランスをとるよということでありますが、しかしながら、これは単身でありますので控除等も少ないわけでありまして、基礎控除しかないというそういう中で考えるとすれば、非常に81万円という国保税は高い数字になるわけでありまして。その収入に占める割合もざっと考えれば0.8に相当する、違いましたかね、そういう額になろうかというふうに思うわけでありまして、やはり、こうしてどんどんどんどん国保税が引き上げられると、これは非常に払いたくても払いきれない金額になってくるのではないかというふうに思うわけでありまして。

そこで、あわせてお聞きするわけでありまして、限度額いっぱいになられた世帯の滞納というのがあるかどうか、あわせてお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに限度額の引き上げで今回4万円ということですが、今までもたしか私の記憶ですが、どこの年度だったか忘れましたが、突出した限度額を上げたときがたしかありましたが、それ以外は大体4万円とか2万円とかという引き上げはたしかされておったと思いますけれども、実際にこれは国民健康保険で今後期の高齢者医療への支援分、さらに介護の支援分ということで国民健康保険のほうから納入をしておるわけですが、そういった納付額はもう実は年々伸びておると。それから、先ほど所得の占める割合というお話もされたわけですが、所得階層の割合から見ましても、これは700万超えの割合しかございませんが、所得に占める保険料割合というのは5.5%、それ以下については10%から20数%という割合になります。そういった意味では、高額所得者の方については無理にとれということではなく、そういった御負担については少しバランスをとらせていただくためにお願いをしたいということとであります。

それから、先ほどの数値については、ちょっと私では今手元にありませんのでわかりませんので、申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 委員会で結構でございますので、限度額の引き上げに伴って限度額を超えた方の世帯の滞納があったかなかったか、また確認の意味でお調べがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけございません。また、そのときにお知らせをしたと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今話を聞きますと、いわゆる高額所得者という表現がいいかどうかわかりませんが、いわゆる世の中の事由に乗ったような対応の言われ方をするなど。その世の中の事由とは何ぞやといったら、賃金は労働時間によって支払われるものじゃなくて成果主義だと。こういうのが今安倍政権の中で言われてきてる、その先取りといえますか、悪乗りといえますか、結局残業ゼロだと。残業というのは労働時間に応じて支払われるものと、そういうレベルの所得階層ではなくて、成果を上げたら上げた分だけのものであげようという形のその線引きが大体1,000万。

こういう中での議論かなというふうに私は勝手に解釈するわけですが、そうした中で、今回それぞれ2万円ずつアップされて計4万円、77万円から81万円への限度額の引き上げということですが、例えば今回そういう2つの費目における限度額の引き上げを行わなかったら、そうした場合、国保会計への影響というのはどんなふうな試算をされておるのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけございません。限度額の引き上げがされていなかったらということで、実は試算はしてございません。申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 試算はしてないけれども、アップにかかわる試算のほうは世帯数にしても、あるいは7割、5割、2割という関係はされるよということは、言ってみればあなた方の立場からいけば、国が決めたものに右に倣えと準拠していくという形で、いわゆる増税ありきと、限度額アップありきという形でやられると。しかし、そういったことが、例えばこれは裁量の問題だと思うんですよね。それぞれの自治体の裁量という点で、裁量としてトータルで4万円増をしなかった場合の財政への影響と。その影響が、じゃあ、どこでそれを補填するかといたら、それは一般会計しかないですよ。そういう形の中での対応が、あなた方の選択肢の中にはなかったと、こういうことになるわけでありまして。

そうしたことも含めて、一つは今回の法定減免がそれぞれ2、5、7という形で出されております。そういう中で、今回のこの資料の関係でいきますと、改正前は減免の関係性の5割の関係で、5割もあっちも一緒ですが、いわゆる世帯主というのが改正前にはきちっと位置づけられておりました。その後、改正後には世帯主という記述はないわけですが、これはこの読み方にもよるわけですが、被保険者という形でみなしていくのかどうなのか、説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、前段の影響額の関係も含めまして、数値的にはここに提出をさせていただいた資料の中で、限度額を上げることによる影響額を、さらには軽減による影響額、この軽減による影響額につきましても、国保険の関係の負担がございまして、ある一定の負担はしていただくわけですが、それらのいわゆるバランスもとりながら改正をさせていただきをお願いをしているというところでございまして、よろしく申し上げます。

それから、世帯主の関係です。これは軽減の関係の世帯主でありますけれども、基本的に5割の軽減の対象となる世帯、これの軽減をする判定所得の算定におけるその数につきましても、今まで保険者であっても世帯主は除かれていたと。世帯主を除く被保険者ですので、被保険者であっても世帯主は除かれていたと。これが、今回、保険者である世帯主は含まれることとなったと。いわゆる異被保険者数ということになりますので、これについて世帯主であるないというの関係ないよということになりました。

それから、今まで、実は7割、2割につきましても、いわゆるその世帯主である方については軽減の対象にはなっていたんですが、5割の軽減の対象にはなってなかった。今回、これが5割の軽減の対象にもなったよということです。世帯主の一つは、犠牲世帯主といういわゆる国民健康保険に加入してみえる方のおみえになる世帯の中で、世帯主が他の保険に入ってる方。これについては犠牲世帯ということで世帯主であるわけですが、この犠牲世帯については、この影響はないと、被保険者ではないからないということですので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうすると、今まではその対象で外しとったけれども、そういう外したものを5割に限っては中へ入れていくよという、いわば対象の拡大をされたという

ことですよ。対象が拡大したということは、内容的には具体的にはどういう対象が拡大、人数がですね、世帯主の人数がどういうふうにあつたのか、一点で説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今、これは世帯主の関係ですが、軽減の関係で皆様のお手元にある資料でいきますと、いわゆる世帯数というのがありますけれども、ここの中で実際に7割、5割、2割で1,962世帯、医療分でございますけれども、これにつきましては、平成26年度の本算定で出した数字じゃなく平成25年度の数字を用いた数値を、26年度の改正にあわせて適用したらということでお示しがしてあります。ちなみに医療分では292世帯が増となっております。それから、後期分につきましては、件数が同じですので同じ件数ですが、介護分では114世帯が増ということになっております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君。

○14番（伊藤宗次君） こういう対象があつたことによる軽減世帯が全体的に上がってくるわけですが、これは法定減免ですので、減免した関係については、国庫の方で補填をしていくということになってくるわけですが、その試算はしておられるかということが一点と、もう一つは、ここにもありますが、いわゆる減免の関係でいきますと、何も国保税だけではないわけです。例えば町税でも個人住民税、固定資産税あるいは都市計画税、あるいは医療の関係、介護の関係からいけば、それぞれ軽減のいわゆる減免の関係があるわけです。そこら辺の統一的な問題というのはどういうふうな形で今進行をしているのか、あわせて答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 軽減に伴います影響額は、ここにあります1,010万円と、これは見込みでございますが、これに対する国の補填につきましては4分の3が補填がされます。町は4分の1ということになりますけれども、そういった試算程度でございます。

それから、税の軽減の関係の統一とか減免の統一というのは以前から御質問をしておられるわけですが、公私の扶助、基準とした現行制度の改正ということで、たしか昨年12月だったと思いますけれども初めてお聞きをし、それからこちらのほうで3月にもさらに御質問をいただき、お答えをさせていただいてるところですが、私どもも国保の関係につきましてはおおよその方向性というのは一応固めてあります。これは、最終的には税等を合わせた形で最終調整ということになりますけれども、やり方としては、その税、国保についてそういった内容についての一応統一的な見解を持ちながら、ある一定の改正をしていこうということで実は進めておりますが、まだ最終的に税のほうがどうなってるのか私もお承知をしておりますが、とりあえず固まった段階ではお互いに話をしようということで認識はしておりますので、まだしてないということは、まだそこまで至ってないのかなと、これは私の想像ですがそういったところで今後進めていきたいなど。何にしましても、早いうちにやらなければならないということは承知をしておりますので、それについてあわせてやっていきたいという考えで進めさ

せていただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 税の関係、税イコール町税関係、町税イコール個人住民税という関係からいきますと、福祉部長の範疇から外れて総務部長にいくと思います。総務部長も含めて、住民こども部長のほうも、これは出てくる可能性もありますよ。そういうこともあわせて、どこでどういうふうに調整するのかという問題がありますし、今の答弁からいくと、中心的には税のほう、いわゆる住民税のほうが中心にかかわってくるなどというふうに思うわけですが、そうした点で総務部長の答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 先ほど健康福祉部長もお答えの中に、これまで平成25年の12月議会を初め、一般質問等で公私の扶助につきまして、減免の統一的な考え方の部分につきまして御質問をいただいております。

体制といたしましては、税務課と保健医療課、福祉課で今年度に入ります前、3月の終わりに一度調整会議は持ったところでございます。その際には、公私の扶助についての範囲の確認であるとか、現行の基準から照らし合わせてどうしたものがあるのか、それから、各税目等の減免基準のどういった点が均衡を図ることができるかなどの今後の検討課題を傘下によって洗い出しをし、それぞれのを今後持ち寄って改正に至ろうという状況の会議打ち合わせ等をしております。統一的な部署がということであろうかと思えますけれども、私も税務課のほうを中心に関係課の調整を今後もとりながら、基準等の改正についてさらに深めていきたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 副町長、あなたにお聞きをするわけですが、今まで福祉部長やら、あるいは総務部長の答弁をいただいて、特に公私の扶助の関係についての取り組みの状況というふうにお聞きをしてきた。過去にも、あなたにも答弁を求めてきた経過があると思うわけです。あなたの職務からして、この公私の扶助にかかわる状況についてはどんなふう認識をされているのか、まず答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） この件につきましては、今回のこの議案、質疑の伊藤委員の質疑等の内容を踏まえまして、今お話がありましたように、今後、福祉医療関係の条例改正等をあわせて、先ほど言いました公私の扶助を最低基準といたしまして、今後現行基準を見直していくということにつきまして検討を進めたいということで、税務課、福祉課、保険医療課等々合わせて、今後なるべく早いうちに税務課と総務部でありますけれども、調整の上、今後減免に関する規定の統一的な整備という形で、新しい町としての見解を出していきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 口が悪いといかんが通り一遍だなというふうに。私になぜあなたに答弁をいただきたいのかということは、あなたの職務は内部事務を統括をしていく、こういう事務もある、職務もありますよと。そうしたときに、部、課がまたがる。またがったときにお互いの関係があるというときに、なかなか調整という点では難しい面があ

りますよと。しかし、あなたの職務からいけば、内部事務も統括をする。そうした点であなたが陣頭指揮をとって、いわゆる旗振りをして、どういう形でこの公私の扶助を統一的につくり上げて運用していくのか。というのは、統一的に士気を上げて、それがだっとやっておくと画一的な対応になりますが、まだそこまで至ってない。至ってない中で、じゃあ、統一的な運用をするための基礎づくりとして、それぞれの部下が一生懸命やっておりますわというような受けとめができる答弁でいきますと、私はまずいなど。少なくとも、あなたが先ほど申し上げたとおり、内部事務の統括をする。その職務にあるときに部と課がまたがるといったときに、あなたの出番、あなたが調整をする、そういう点での意思はございますか。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今、お話がありましたように、総務部、健康福祉部等々にまたがる問題であります。それぞれ条例を抱える部局としまして、今後それぞれ所管課で抱える課題等を整理して、最終的な統一的な整備というものを進めるに当たりましては、私のほうで統制させていただいて、何らかの形で見解を出すという形ではリーダーシップをとりたいと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも素直には聞けんわけですよ。何か自分は一步下がって高みのところから眺めてうまくやってくれよと、いよいよあかんかったら俺出ていくでなど、こういう感覚だと私は思うんです。少なくともそういう感覚じゃなくて同じテーブルの中で、二課、三課、二部、三部、そういうものが寄り集まってそこで話をする。そのときのリーダーがあなただというふうにしていかないと、それぞれおまえらやってこいよと、あとは調整できんかったら俺が出るわなど、こういうことでいきますと、やっぱり高みの見物だなというふうに思います。そうした点で、あなた自身が直接かかわりながら二部、三部、あるいは課として三課、四課、こういうものを束ねる形で内部事務をどう統括しながら統一的なものをつくり上げていくか。それぞれがつくり上げてきたものを、俺が何とかうまく整理するわというのは、やっぱり私は部外者意識だろうと。あなた自身が中心になってどうまとめていくかというのが見えてこないし、私はそういった点であなたがその職務を果たしていただきたい。その意思はあるかどうかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 具体的にどうこうということはちょっとここでは言えませんが、今、伊藤議員からお話がありましたような形で、それぞれ各部からの意見を聞いて、高みの見物ということではなくて、みずからこういった減免規定に対する統一的な見解を知らしめていくための努力はしたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 聞いてというよりも、私は何も一つのテーブルを囲んでということがいいかどうかはともかくとして、結局それぞれ部が違う、課が違う、その中の取り組みという関係を、あなたが全体の中でどう調整していくのか。これがあなたの職務だと

思うんです。そうした点でいくと、いまいち踏み込みが足りないなど。しかし、私が求めているのは、あなたの職務として内部事務を統括する、そして公私の扶助という一つの事例を取り上げておるわけですけれども、公私の扶助が統一的な運用のたたき台としてつくり上げてこなければ、運用されたときに、それぞれが、いや、これはつくってきた経過があるからといってこだわられたら何ともならんわけなんでね。そうしたときに、あなたが中心的に役割を果たしながら統一的なものをまずつくり上げていく。実際の運用になるとまたそれぞれ違うにしても、今の段階でいきますと、税務が中心になってくるであろうと。それは収入を中心にしますから、税務が中心になってきて税務のほうが出来てきたら、あと福祉と住民の医療の関係が出来てくると、こういう二段構え、三段論法ではなくて、やっぱりあなた自身が中心になって、それをどうつくり上げていくかという視点、観点がなかったら、あなたの関係はうまくやってこいよ、回ってこいよと、俺がみてやらあと、こういう感覚になるんでね。やっぱり、その感覚ではなくて、自分も一緒にテーブルに着いて話をする、つくり上げていく。そういう点での認識はいかがなのか、今後どう取り組まれるかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 副町長。

○副町長（成瀬 敦君） 今後におきましても、運用だとか解釈だとか、それぞれ統一的な見解が出せるように踏み込んでいくというようなお話がありましたけれども、踏み込んだ形で取り組みたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、あなたの今構えといいますか認識を示されたので、そういった形の中で職務としてイニシアを發揮していただけるように、また、私も機会を見つけて、この問題についてはお聞きをしていきたいと思っております。

それとあわせて、公私の扶助の関係では、地方税法に幾つかの項目がございますよね。例えば、72条から入って、私自身の関係からいくと733条、そこまで公私の扶助というものが地方税法の中にきちっと定められております。本数でいきますと、8本の条項があるという点で、これで全て法外にするかどうかというのは、地方税法の段階ではあるだろう。しかし、それぞれ、国保でいけば国保税条例、それから介護は介護という形の中で、それぞれ減免の規定があります。そうした減免の規定も公私の扶助をもたれながら、どうやって調整をしながらやっていくのかというのが基本的な考え方でありまして、また公私の扶助の基本的な考え方は、貧困により公私の扶助を受ける者という形でその範疇が示されております。それを示されたときにどこへもたれていくかというのは、先ほど申し上げた、地方税法の中で8条というのかな、8項目にわたってなぞられております。そうしたこともあわせて、私は必要にして十分な体制でこの公私の扶助の拡大充実を図っていただきたいことを申し上げたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今、地方税法の減免の項目につきまして8項目あり、それぞれ各部局にわたる法によっても同じように減免規定がある。そうした中の統一的なものを出していく上では、もちろん近隣の今あるものの優良な事例も参考にしながら、私どもの幸田でどのような形でできるか、これにつきまして、そうした統一的な会議等を設

けて、そうした問題点を出し合いながら考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第38号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第39号議案の質疑を行います。

5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 第39号議案、財産の取得についてであります、小学校の職員用のノートパソコン58台ですね。これが計画によりますと、中央と荻谷と幸田小学校だと。昨年度を見ますと、昨年度は坂崎と幸田小学校だと。幸田小学校のこのダブリ。このダブリと、じゃあ、豊坂と深溝小学校への配置計画の部分について、まずお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） パソコンの更新計画でございます。

昨年度は議員が申されましたように、中央小、荻谷小の更新を、また幸田小学校にも更新をしたわけでございますが、今回、26年度で幸田小学校の職員の増によりまして、1台の追加をさせていただいたところであります。なお、豊坂小学校につきましては、次年度、27年度に27台の整備を、また深溝小学校におきましては、昨年の放火未遂器物破損事件の被害を受けましたので、25年度中に小学校の職員用のノートパソコン20台の整備をいたしたところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 昨年も、また今回も、ソフトとしてはこのWindows7とWindows8をまぜて購入しておりますが、WindowsもこれからいよいよWindows9とかWindowsブルーとかいう、そういう新しいものに進化をしていきますね。なぜこの7なのか、古い物が好きなのかということをお聞きしたいんですが、パソコンソフトは買えばその途端に古くなります。これがパソコンの宿命なんですが、ソフトが古いとWindowsを使ってもアプリケーションというのかな、ソフトが古いからそれに対応するように古いソフトを使わざるを得ないという事情はわかるんですが、そうしていくといつまでも古いバージョンのままになっていきますので、どこかで一つ、いわゆる教育用ソフトそのものを新しいバージョンに変えていく方向をとっていかないと、ずっとWindows7でいくんだらうなというような気がしておりますので、その辺の計画についてお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 中学校のコンピュータ室の生徒が使用しております支援ソフト、これにつきましては32ビット版のWindows7対応であります。Windows8、最新式では64ビットということでCPUが違うわけですが、授業の支援ソフト、議員が申されましたように、いつまでも古いソフトを使っておるのかということですが、現在のところはやはり図形だとか、やはり今まで使ったもの、8ではそういうもののソフトがまだ少のうございますので、今回は中学校コンピュータ室のデ

スクトップについては、昨年度と同様にWindows 7モデルを更新したところであります。

また、ずっと、それじゃあ、古い物を使っていくのかということですが、来年から今度は小学校のパソコン、コンピュータ室の改修も入ってまいります。若干中学校とは授業支援ソフトが違いますので、27年度計画をしております小学校のコンピュータ室の機器につきましても、最新のモデルまたソフトを入れられるような選定を考えてまいりたいと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今回のこの落札も東京理科器に決まりましたね。富士通と内田洋行と東京理科器というのは、親と子と孫みたいな関係のところでございます。この富士通、内田洋行、東京理科器、幸田町というような、そういう並びにならないようにしていただきたいなど。富士通のパソコンを買うと言えば、富士通の教育ソフトを使うと言えば、これはもうイコール東京理科器というふうになっていってしまいますよね。まして、先日の深溝小学校のパソコン整備で、例の火事によって起きた深溝小学校のパソコン整備は、これは東京理科器が落札をしておりますよね。そうすると、ごく3カ月前ですか、半年前ぐらいに落札があったのは東京理科器ですよ。東京理科器はまさに情報をよく知り得ておるわけですから、落札する条件が整い過ぎております。落札に参加した幸田町の業者を初め、多くの業者が何となくおつき合い入札になっていったんじゃないかなというふうには私は感じるんですが、その辺についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の入札に当たりましては、仕様書においてもメーカーを富士通という指定をして入札に臨んだところでございます。適正な競争を阻害することのないようにより多くの納入可能業者を選び、今回は町内業者の参入もいただきながら、10社で指名をしております。

なお、特に新規指名業者に当たっては、やはり入札参加の意向、こういったものをしっかりと説明いたしまして指名をいたしたところでございますので、議員が申されまされるような、そういうおつき合い入札というようなことはならないように配備したつもりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 確かに昨年より2社新しく業者が入っておりますが、そのうちの1社が先ほど言いました、内田洋行でございます。何となくずっとこれから将来的にもこういう関係が続くんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど話がありましたように、深溝小学校のパソコン整備計画は来年度を予定していたわけですが、今回の事故で緊急に整備をされました。これにより配置計画が変更があるのかどうかについて、再度答弁をお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） パソコンの配置計画でございますが、先ほど申しましたように、深溝小学校につきましては、25年度にその整備をいたしたところでございます。これによりまして、配置計画については、先ほど整備計画でも申し上げましたとおり、

深溝小学校は次年度予定しておったところでございますが、今回それはなくなり、予定どおり来年度は豊坂小学校ということになるかと思えます。ということで、大きな配置計画には倣いませんでしたけど、そういった事情がございました。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 今回の深溝小学校の被害復旧に約2,300万円ほどの費用がかかったというふうに報告を受けておりますが、どの物品整備も議会の議決の必要な予定価格700万円を超えていないということになっておりますよね。そこで、その指名競争入札がされなかったわけですが、その落札業者と内訳について、概算でいいですのでお聞きします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 主な物品関係におきます深溝小学校に配置しました物といたしましては、主な物といたしまして、机、椅子などの必要な備品、こういった購入費を入札で随契で入れております。よって、先ほど委員が言われました、700万円には達しておりませんので、そういった議会案件にはなりません。必要な備品の主な物は机、椅子等でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 机、椅子が随意契約で700万円以下と。パソコンは幾らだったんですか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） パソコンにつきましては、6社の指名競争入札を行いまして、283万5,000円でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） それを単純に計算しても、この2,300万円というところまで届かないんですが、そのほかの大きなものというのは一体どういうふうになってますか、詳しく。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 物品以外のものでございますが、主なものがございます職員室の復旧工事、これにつきましては1,034万3,550円、これは一般競争入札でございます。また、インターフォンの改修でございます。これにつきましては、6社の指名競争入札で行いまして、217万3,500円でございます。また、ほかにもエアコンの設置そして自動火災報知機の整備等でございます。申しわけございません、自動火災報知機の入札結果を申し上げます。これにつきましては、190万500円でございます。エアコンが105万円等でございます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） これらの整備したものの費用については、大半は弁償されるというふうに聞いておりますが、そうすると、幸田町はこの整備計画用の予算を使わずに整備したということになるかと思えますが、その辺についての見込みをお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 整備計画のためにこの特定財源をということでございました

が、これにつきましては、やはり25年度の一般財源でございます予備費等を投入して
ございます。よって、そういうゼロ出てきたというようなことは考えておりません。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 深溝小学校のパソコンの整備はもちろんよくなってることもいい
ことかなとなってるなと思ってるわけですが、一番大事なことは誰が一番被害者かなと
いう観点から考えてみますと、やっぱり児童だと思うんですね。児童の心の傷という
のは物すごく大きなものだと思うものですから、そこに対する手当てを、この27年度
というんですか、来年度予備費を使わないで済むというならば、その部分に児童の心
のケアに対する予算というものをきちっととっていただきたいと私は思うんですね。
そうしないと、そのまま職員室はきれいになった、でも子どもたちは本当に今でも先生
を心から信用してるのかなと。深溝小学校を本当に心から信用してるのかなという部分
が疑問に感じますので、その辺のところを、25年度の予備費で終わったからこれでよ
しということじゃなくて、深溝小学校のやるべきことは、これはやっぱり子どもに対す
る手当て、その部分を目に見える形で予算化することだというふうに思っておりますの
で、その考え方についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の深溝小学校にかかわる一連の事件の児童へのケアとい
うことでございますが、保護者、先生も含めまして、町の臨床心理士、こういったもの
もすぐに対応させていただいておりまして、今後とも、まだまだそういう方々がみえる
ようであれば、直ちにそういう対応もしてまいります。

ただ、予算的に、それじゃあ、その部分でどうかということでもありますけど、これに
つきましては、研究をさせていただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、1番、中根秋男君の質疑を許します。

1番、中根君。

○1番（中根秋男君） 今、中根議員のほうからも質問がございまして、重複するところ
があるかもしれませんが、私の質問には私なりにお答えをお願いいたします。

小・中学校のコンピューター購入ということで伺ってまいります。

入札に対して、機種を指定を、町のほうからこういった物を頼むよというような指示
をされたのかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の入札に際しましては、指名競争入札に際して仕様書に
て富士通製のメーカー指定をいたしました。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） わかりました。それが富士通さんということですね。

それから、示した理由なんですけれど、これは現場からこういった物がいいというよ
うな意見があったから、こういうぐあいに富士通さんに決めたとかいろいろある
と思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 機種を選定に当たりましては、国内外のメーカー、価格等も考慮し検討したところでございますが、やはりハード面で考えると、まず第一に各学校のサーバーそして既設の機械、こういったものが富士通製であること、また故障時の即応性、そして部品の調達や保守の一貫性ということからのハードの面からの判断であります。

また、ソフト面ではありますが、更新前のコンピューターの関係もやはり教職員からお聞きすると、通常の操作性、そして簡単な障害等があればメンテナンス方法などにもなれておるといような点を考慮しまして、富士通メーカーを指定したところであります。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） いろんなサーバー等か、いろんなものでそのほうがいいと、先生方のほうもいいというようなことでございます。

それから、デスクトップについて伺います。

去年はWindows 8ということで購入をされておるわけですけど、それがことしはWindows 7に変更された。これも、先ほども申し上げましたけれど、現場からいろんなクレームがあったからこうしたのか、中身がどうのこうのということがあれば教えていただきたいと思えます。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 昨年度、導入いたしましたデスクトップのOSが、今回導入しますOSの仕様と違うんじゃないかという御指摘でございます。

御指摘のとおり、昨年度はWindows 8の32ビットという表記をしたところがあります。これは、メーカー各登録の表記がこうであったためであります。Windows 8のダウングレードというのが、これが正式でありまして、実態としましては、議員が申されましたWindows 7の32ビットモデルが入ったわけでございます。よって、OSを変更したのではなく、前年度と同様の導入でありました。表記の仕方について誤解を招いてしまいまして、大変申しわけございませんでした。

○議長（大嶽 弘君） 1番、中根君。

○1番（中根秋男君） ということは、表記的に間違ってたということで理解していいわけですね。中身は7という形ということですね。

それから、来年度についても伺いますが、先ほども言われておったんですけど、Windows 7にするのか、それより更新していくのか、その点について伺います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） そのとおりでございます。カタログ表記ということでそのとおりに載せてしまったために、大変誤解を招いてしまったところで申しわけございませんでした。

次年度以降のOSですが、これで中学校までのデスクトップ、コンピューター教室用でございますがこれが完了しましたので、次年度以降が小学校になるわけでございます。先ほども申し上げましたように、これについては最新のモデルが導入できるというよう

な状況もございますので、学校とも調整しながら最新モデルを検討してまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） わかりました。最新モデルで考えていくということですね。

それから、この購入に当たって、文部科学省から交付金があるというようなことをちょっと聞いたことがあるんですけど、それが学校施設環境改善交付金というんですけど、それを活用することはできなかったのか、それとも活用しなくていいやということで判断されたのか、その点についてお伺いします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） コンピューターの更新に当たっては、当然補助事業がないかというようなことは考えたわけでございます。議員が申されました、学校施設環境改善交付金、従来は安全・安心な学校づくり交付金ということでありました。これにつきましては、コンピューターの購入、こういったものは残念ながら補助対象にはなっておりません。コンピューター関連では校内ランの整備、こういったものが原則であります。これらの補助対象にはなっておるところでございます。やはり、文科省のほうの説明でも、中央交付税の措置がされておるといような関係でこういった備品的なものについては、やはり交付金対象、こういったものにはならないといようなところがございます。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根君。

○1 番（中根秋男君） 補助対象はならないということなんですけれど、そうしますと、コンピューターと、これ言っているのかわかりませんが、タブレットとか電子黒板とかそういった備品に当てるのは、これからの教育的にはかなり改善されてタブレットを持つ学校もふえてるようなことを聞いておりますので、どんどん教育改革はしていくものだと思っておりますので、そういったものにはいかがなものでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） タブレット、電子黒板の活用ということでございますが、過去においては電子黒板を導入した経過がございます。これは平成 21 年の事業で各小・中学校に 1 台を導入しておるところでございますが、その後は導入しておりません。

現在、国においては、教育の情報化ビジョンというものがございまして、そこで情報端末、そしてデジタル機器でもありますタブレットや電子黒板、こういったものを活用した授業が今後の子どもたちの理解促進、こういうものに有益であると、こういう紹介がされております。このような教育環境であります、本町は現在コンピューター整備中でございますので、この取り組みについては、今後、近隣の市との状況も参考にさせていただきながら、学校とも研究していきたいと考えておるところでございます。先ほども申しました、このタブレットにつきましても、現在のところ、交付金制度はないというふうに聞いております。

○議長（大嶽 弘君） 1 番、中根秋男君の質疑は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10 分間休憩といたします。

休憩 午後 1 時 57 分

- 議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 次に、7番、池田久男君の質疑を許します。
- 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、財産の取得についてということで、小学校のコンピューターの購入についてお伺いいたします。
- 議案関係資料37ページの表でございます。
- まず、一番上の小学校職員用のノートパソコン、中央小、荻谷小、幸田小の3校で58台となっておりますが、内訳はどうなっているかお伺いいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） ノートパソコンの内訳でございます。申し上げます。中央小学校30台、荻谷小学校27台、幸田小学校1台の58台でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それで深溝小学校と南部中学校はありませんけど、先ほど深溝小学校については説明がありましたので省略いたしますが、南部中学校はどうなっておるかお伺いいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 御指摘のとおり、深溝小学校につきましては、25年度に整備させていただきましたので、27年度は豊坂小学校と南部中学校でございます。南部中学校はノートパソコンは24台を導入する予定でございます。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） それでは、コンピューターの購入計画というのがあるかないか、お伺いをいたします。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 購入計画につきましては、やはり年度ごとに決めておるということで、先ほども申し上げましたが、町の総合計画の実施計画におきまして定めております。
- 小・中学校の職員用ノートパソコン、この更新は27年度まで、そして中学校のコンピューター室のデスクトップの更新は26年度、今年度を最終に、また小学校のコンピューター室のデスクトップの更新は28年度を完了予定という計画を持っております。
- 議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。
- 7番（池田久男君） この更新計画というのは、2年ごとという解釈でよろしかったですか。
- 議長（大嶽 弘君） 教育部長。
- 教育部長（春日井輝彦君） 2年ごとというものが、どういうふうで2年ごとというのかわかりませんが、まず最初に、教職員用のノートをまず完了させると。そして、その後には、子どもたちのコンピューター室の更新をするというようなことであれば、2年ごととなるかもしれません。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 小・中学校のコンピューターの更新計画わかりましたので、次に移らせていただきます。

5月8日に10社による指名競争入札を実施されまして、第1回目で最高額が4,060万、あと3,900万ございますけど約4,000万。下の価格でいいますと、2,099万、2,100万ほどでございます。大変上と下の大きな差がある、これは企業努力とっていいのかわかりませんが、この単価設定の差がありますけど、これについて当局はどうお考えかお伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 入札執行にかかります第1回目の入札金額の差ということでありまして、議員が申されますような、今回は大きな差が出たところでありまして、

設定の金額につきましては、やはり購入機種の市場価格、そして前年度にも落札をされておる状況等も承知しておりますので、こういったものを参考に設定をしたところがございます。あくまでも入札につきましては、総合的な結果ということで理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 最高額のほうの135台、一括としてみると約30万。低いところだと16万ということで、約倍の差が出ておるということでございます。これは入札ですから会社の方針もあろうかと存じますけど、こんな大きな差が出て、第2回目には相当8社が辞退している状態です。このあたりの状態をどうお考えかお聞かせください。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 倍の差というのは、この金額を見れば一目というところがございますが、やはり先ほども申しましたような、消費税も若干上がってはおりますが、それにしましても内容に大きな差が出たところでありまして、状況を見てみますと、メーカーの定価と申しますか、若干比べてみましても、昨年度よりもやっぱり高くなっておるというような状況もありました。そういった中での入札でありますので、業者間でどうのこうのじゃなくて、やはり、しっかりと業者の方も見積もりをしていただいたという結果でありますので、それが倍という結果にはなりましたが、これについて私どもがどうこう言うところではございませんので、御容赦いただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回のコンピューターの入札にかかわります事務につきましては財政課でございますので、今、2回目の8社が辞退をということでございます。

入札のやり方と申しますか、現状を少しつけ加えてお話しをさせていただくわけでありまして、指名をさせていただいた業者が第1回はこのような金額の応札をしたということでございます。予定価に達しませんので第2回目に入札に入ったということ。第1回目の応札が終わりますと、最低金額で応札をした業者そして金額につきましてはそこで公表いたしますので、そうしますと、第2回に入札に応じようとする業者、それから自社努力をしても1回目の金額よりもさらに金額を差し引いての応札が無理があるというような状況も含めて、辞退の理由にはさまざまなものがあるかと思っておりますが、

そうした事情もあり、こうした形にはなったのかなという思いは持っております。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田久男君の質疑は終わりました。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 入札執行調書の件でお尋ねしたいと思います。

昨年と比較をいたしますと、地元も含めて業者選定をしたよということであったわけですが、第2回目では8社が辞退をするというような事態になったわけでありませう。

そういう中で、昨年の入札執行調書と比較をいたしますと、昨年は今年度と同じ東京理科器が落札をしております。第1回目で落札をしております。そういう中で、この数字を比較をいたしますと、今回選定をされた富士ゼロックスの愛知東株式会社、ここが一番高い4,063万4,400円という金額が出ておりますが、昨年を見ますと、取るつもりかどうかわからなかったわけですが、2,169万3,210円と。全然金額が違いますよね。ということは、例えば、先にこの東京理科器ありきの入札が行われたのかということに疑いたくなるような執行調書になっているわけがございます。そこで、2回目の落札のときに、1回目の最低価格を公表するというので今度は教育産業と2社が争ったわけですが、しかしながら、東京理科器が落札をしたということで、そこでこの予定価が無理がなかったのかということでございます。昨年よりも業者はたくさん選定をしてもこの事態になるような結果を招いてきたということは、ここにもう既に競争がなかったということがうかがい知れるのではなからうかということですが、その点についてはどのように考えられるかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 予定価の作成に当たりましては、町長が作成をするという規定になっております。その作成をする上におきましては、取引の実例価格あるいは需給の状況などを勘案をし、予定価格を作成するものということでございます。

昨年の比較も申されたわけでありませうけれども、これまでの状況も含めた予定価格を設定をしたつもりでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回、選定をしたミカワリコピーですね。ここは第2番目に高い金額を入れているわけですが、昨年で見ますと、もう最初から辞退をするというこういう業者であります。ですから、単純に比較をしてどうのこうのではないわけですが、やはりこのように見ておきますと、もう既にこの東京理科器ありきの選定と申しますか、予想されるということがうかがい知れるのではなからうかと思うわけですが、この点については深溝小学校も東京理科器ということでございますので、このように業者がずっと同じ業者で変わらないということであるならば、ここでは競争が生まれてこないということにつながるのではなからうかなと思うわけですが、再度その点について伺いたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 入札の応札額につきましては、私どもが指名通知をし、自社に

において1回目幾らで応札をするかということは、社内協議をされて臨まれたこの第1回入札の金額であろうと思います。その金額が高い、安いという論議は私どもはとてできませんけれども、そうした社の意向を十分反映したものの1回目の入札、これには事業者全員が入札に応じておられます。ただ、2回目につきましては、やはりそれよりも安く請け負うことが不可能であろうというようなことも含めて、社としての判断も含めてこうした形になり、最終的には、2社が2回目に臨んだと。その最低落札者との契約をしたということで、どの業者が中心というようなお話もありましたけれども、そうした思いでの入札執行をしておるところではございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、機種指定でございますけれども、先ほどの質疑の中で富士通ということで指定をしているということであります。一貫して富士通ということで、それは何かと言えば、サーバーとの関係という、あとメンテの関係、そういうことで役場の庁舎もそうでありますが、町内全て富士通製ということで幸田町は整備をされているわけでありましてけれども、例えば、庁舎は富士通であっても学校関係はほかの機種だよという、そういうことがあり得るのかと、その点については、あり得た場合はどうということが生じてくるのかと。その点についてこの機種指定をした、そうしたことに引きまわりのいろいろな問題等が発生してくる、その点についての何らかの対応があるのかどうなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 先ほども機種選定におきましては、国内外のメーカーも考慮したということで答弁させていただきました。

当然富士通以外の国内メーカーも他社法人モデルを販売をしておるところであります。現時点では、やはり操作性だとかサポート体制だとか等を根拠にすぐに対応できる業者、こういったものが富士通であるというようなことから指定をしておるところでございます。

じゃあ、ほかにもということでございますが、やはり、そういったものも検討をすることは何らやぶさかではございませんし、今後ともそういったことで、特にそういう選定に当たっては対応を考えていきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 役場あるいは学校関係、いろんな出先機関も全て統一的に管理、そしてサポート体制を整えていくよということでありますが、例えば、ほかの自治体で本庁はこのメーカー、しかし出先は違うメーカー、いろんな対応をしている、そういうところはあるかどうか、そしてそういうところでの、例えばパソコンを使っていく場合、不都合が生じてきているのかどうなのか、その点についていかがということであります。

例えば、家庭での機種についてはさまざまありますし、自宅で使っているパソコンと学校で使っているパソコンが違った場合は、操作にやはり若干対応が違ってくる場合があるわけでありまして、そうした点での、例えば一貫性がないと非常に作業の効率が悪いのかどうなのか、あわせて伺いたいと思います。

また、ほかのメーカーでは金額的に比較検討した場合どうなのかということでございますけれども、その点については検討してきた経過があるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、庁舎と学校のパソコンの一貫性ということでありますが、特段それを一貫しておるものというものはないわけございまして、学校内でのランの継続についてはもちろんでございますが、じゃあ、他の学校とのそういったラン整備ができておるかということでございますが、それもできてはおりません。

しかしながら、先ほど申し上げましたような、メンテナンスとサポートという面では、やはり現段階では、富士通製が一番適当だろうということでメーカー指定をしたところでございますので、特に一貫性の問題に関しては、特段のそういった便宜を図るものはないと思っております。

また、金額面ではどうかということでございますので、先ほど申し上げました法人モデル、こういうもので操作をコンピューターの価格等を考えておりますが、やはりこういった面も配慮しまして、やはりそのコンピューター価格で国内メーカーは特にそういったのが少しありますが、こういったものを比べても特段安いというものではございませんが、やはり先ほど申しました操作性等も考慮した基準、そういったことも判断材料の大きな要因でございますので、メンテナンスとサポートという面では引き続き、こういったものを検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） ほかの自治体にそういった一貫性があるというような状況につきましては、学校といたしましてはそういったものを承知しておるわけではございませんので、申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第39号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託についてお諮りします。

ただいま、一括議題となっております第35号議案から第39号議案までの5件は、会議規則第39条の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

各常任委員長は、ただいま付託しました議案の審議結果を、来る6月20日までに取りまとめ、6月23日の本会議で報告願います。

委員会の会議場は、お手元に配付のとおりですので、よろしく願います。

ここで、日程変更について、お諮りいたします。

お手元に配付の会期日程では、明日、6月12日は本会議となっておりますが、質疑は本日で全て終了します。

よって明日、6月12日の本会議は休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、6月12日の本会議は休会とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会といたします。

次回は、6月23日午前9時から会議を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

大変長時間、御苦労さまでした。

散会 午後 2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成26年6月11日

議 長

議 員

議 員